

世田谷区本庁舎等整備基本構想
検討委員会報告書（案）

平成28年7月

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会報告書について

検討委員会委員長

卯月 盛夫

調整中

目次

第1章. 本庁舎等整備の背景	4
1. 本庁舎等整備検討の経緯	4
<u>2. 本庁舎等の位置づけ</u>	<u>7</u>
<u>3. 現庁舎等の位置づけ・評価と課題と整備の必要性</u>	<u>9</u>
第2章. 本庁舎等整備の理念	13
1. 基本理念	13
2. 将来を見据えた行政組織改革と本庁舎	14
3. 理念を実現するための踏まえるべき視点	14
第3章. 本庁舎等整備の基本的方針(案)	15
1. 基本的方針	15
2. 基本的方針に対応する個別機能(整備課題)	16
3. 本庁舎等の配置と形状に関するコンセプト等について	12
第4章. 個別機能(整備課題)ごとの整備方針(案)	18
基本的方針1. 区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎	18
基本的方針2. 区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎	20
基本的方針3. すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎	24
基本的方針4. 機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎	27
基本的方針5. 環境に配慮と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎	30
第5章. 世田谷区民会館の整備方針	32
1. 基本的な考え方	32
2. 施設計画	32
3. 今後の課題	26
第6章. 本庁舎等の規模	34
<u>1. 基本的考え方</u>	<u>34</u>
2. 基本条件	34
3. 新本庁舎等の規模(延床面積)	37
3. 世田谷区民会館の規模	30
4. 駐車場・駐輪場等の規模	30

第7章. 本庁舎等の配置と構成	42
1. 基本的な考え方	42
2. 具体的な配置について	45
第7.8章. 事業計画	46
1. 事業方式と設計者・施工者選定方式について	46
2. 設計者・施工者選定方式	31
3.2. 財政計画	49
4.3. 事業スケジュール	52
5.4. 今後の進め方	53
資料編	55
【資料1】本庁舎等整備検討の主な経緯	56
【資料2】区民及び有識者からの意見聴取に関する主な取り組み	57
【資料3】検討委員会の開催概要	63
【資料4.3】現庁舎等の概要	43
【資料5.4】敷地条件等	45
【資料6】本庁舎等の規模	73
【資料7】本庁舎等の配置と構成	79
【資料8】概算事業費	84
【資料5】配置と形状に係るイメージ図	48
【資料6】本庁舎等規模試算	51
【資料7】事業方式等	53

第1章 . 本庁舎等整備の背景

1. 本庁舎等整備検討の経緯

(1) これまでの主な経緯

世田谷区では、平成16年度から4カ年にわたって、庁舎整備に関する調査研究を実施した結果、築50年近くを経過した本庁舎等（本庁舎、世田谷区民会館等（以下「本庁舎等」という。））について区民サービス面や災害対策面、環境対応面などで様々な課題や問題点が明らかとなりました。

平成20年5月には、27出張所等地区で報告会を開催し、翌6月には区民意識調査を実施するなど、本庁舎等が抱える課題や問題点について、区民の方に周知するとともにご意見等の把握に努めてきました。

これらの結果を踏まえ、世田谷区は、平成20年9月に、区役所本庁舎等について、改築の方向で検討に取り組むこととしました。

平成20年10月に学識経験者、地域団体の代表、公募区民等で構成される「世田谷区本庁舎等整備審議会」を設置し、全10回にわたる審議を経て、平成21年8月に審議会から「現庁舎の課題や問題点を抜本的に解決するためには、本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要である。」「場所については、歴史的な経緯等から現在の敷地が望ましい。しかし、交通の利便性等から移転の可能性について、今後、検討が必要である。」「厳しい社会・経済状況の中で、その経費が区民の負担によってまかなわれることを考慮し、区民の理解を得ながら進められたい。」旨の答申をいただきました。しかし、リーマンショックの影響などから区の検討は進まず、方針を決定するに至りませんでした。

また、区議会においては、平成13年から平成23年まで、「地方分権・庁舎問題等対策特別委員会」が設置され、庁舎問題について議論が行われました。

その後、平成23年3月の東日本大震災の発生や社会状況の変化、施設整備には多年を要することなどから、平成25年3月には、当面の対策として災害対策本部機能を強化するための非常用電源等を整備しました。一方、本庁舎等整備の課題は避けられないとして、庁内での検討を進めるプロジェクトチームを設置し、準備を再開しました。

平成25年9月からは、専管組織（庁舎計画担当課）を設置するとともに、副区長をトップとする庁舎計画推進委員会を立ち上げました。その検討部会において、有識者アドバイザーの方から東日本大震災を踏まえた本庁舎の役割など、本庁舎のあり方や、区民サービス、環境対策、庁舎整備を進める上での技術的な点など、多角的かつ専門的な助言・ご意見をいただきました。また、同年11月には無作為抽出による区民ワークショップを開催し、区民の方からもご意見をいただきました（いただいた意見の詳細については、資料編参照）。

これらの検討結果を踏まえ、区は平成26年3月に「世田谷区本庁舎等整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定し、「本庁舎の場所は、審議会答申を受けて、さらに、移転の可能性について、交通の利便性、周辺環境との調和、災害対策本部としての適正等の観点から検討してきましたが、用地取得や用途地域等の関係で、本庁舎の現在地以外に望ましい場所を見出すことはできず、現在地とする。」「本庁舎の規模は、最低で約45,000㎡とする。」「本庁舎等の一部又は全部を取り壊し、10年後を目途に改築する。」

ことを基本として、検討を進めることとしました。

平成 26 年度からは、本庁舎等整備基本構想に着手し、庁内で連携して世田谷区民会館や世田谷総合支所の場所を検討するとともに、本庁舎等配置の複数パターンのシミュレーションを行い、本庁舎等の一部改築か全部改築かについて、仮設庁舎の要否や解体建設手順、総事業費等を比較・検討してきました。また、平成 26 年 5 月には本庁舎等整備シンポジウムを行い、整備方針を説明するとともに、区民や有識者の方からご意見や提言をいただきました（いただいた意見の詳細については、資料編参照）。

また、平成 27 年 2 月に、区のおしらせで本庁舎等整備に向けた検討経過をお知らせするとともに、本庁舎等整備報告会を開催し、区民の方へ周知するとともに意見を伺いました（いただいた意見の詳細については、資料編参照）。

これらの結果を踏まえ、区は平成 27 年 3 月に「本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）を策定し、「本庁舎等の整備手法については、引き続き、区民サービスや機能性の向上、災害対策機能の強化、総事業費の抑制、また、現在の本庁舎等の特徴である庁舎と区民会館と低層棟が中庭を囲む景観の継承に向けて検討を進める。」「世田谷区民会館については、現在と同規模（1,200 人規模）で、現在地で整備する。」「世田谷総合支所の場所については、三軒茶屋を候補として交通至便地域への移転を検討していくが、一定の窓口機能を本庁に残す必要や災害対策・区民交流スペース等の必要性を考慮し、引き続き最低 45,000 m²として検討する。」ことを基本として、概ね 2024 年度の竣工を目指し、整備・改築に取り組むこととしました。

27 年 9 月には、現在の本庁舎等の特徴である中庭を囲む開放的な配置（庁舎と区民会館とそれらをつなぐ低層棟のピロティが中庭を囲む空間）を継承することとして、区議会第 3 回、第 4 回定例会でご議論いただいたところですが、景観や現庁舎の保存にこだわらず、機能やコスト、工事期間の短縮を優先すべきとのご意見が多く出され、改めて議論を深めることとしました。

（２）本庁舎等整備基本構想検討委員会

本庁舎等の整備は、現在の基本構想の 20 年間を超え、21 世紀半ばを長期にわたり世田谷区政を支える拠点の整備です。これからの区政展開の方向性を見据えながら、区民、区議会とともに創る本庁舎等の基本構想とする必要があります。このため、これまでの取組みを踏まえながらも、28 年度前半に、区民、学識経験者の参画を得て、幅広くオープンな議論を行い、区民の皆さんにも広く周知し、参加と協働により、平成 28 年 8 月に素案、平成 28 年 11 月に基本構想（案）としてとりまとめることとしました。

平成 28 年 4 月からは、区民 13 名、学識経験者 7 名により構成される、本庁舎等整備基本構想検討委員会を設置し、6 回の検討委員会と 1 回の報告会を開催し、本庁舎等整備基本構想の策定に向け、幅広い議論を行いました。

（２）最近の主な取組み

—本庁舎等整備の検討においては、本庁舎等整備シンポジウム、区民参加によるワークショップや有識者アドバイザー会議等を開催し、区民や有識者からもご意見をいただきながら、進めてきた。（いただいたご意見の詳細については、資料編参照）

【検討委員会開催経過】

回数	開催日時 場所	検討テーマ
第1回	平成28年4月9日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・本庁舎整備の理念(検討素材第2章) ・本庁舎整備の基本的方針(検討素材第3章)
第2回	平成28年4月23日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・個別機能(整備課題)ごとの整備方針(案) 《検討素材第4章》 検討委員会開始前に庁舎見学会を実施した
第3回	平成28年5月14日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・世田谷区民会館(検討素材第5章) ・本庁舎等の規模(検討素材第6章)
第4回	平成28年6月4日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・本庁舎等の配置と形状(高さ等)
第5回	平成28年6月25日(土) 13:00～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・事業計画(検討素材第7章) ・検討委員会中間まとめの検討
報告会	平成28年7月13日(水) 18:30～21:30 世田谷区民会館集会室	区民に対して、検討委員会における検討状況の報告、グループワークの実施
第6回	平成28年7月23日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・報告書(最終版)の検討

2. 本庁舎等の位置づけ

(1) 地域行政制度と本庁舎等

世田谷区は、平成3年度より、全国に先駆けて地方分権の先取りとなる独自の地域行政制度を創設し、地域住民に密着した地域行政を推進してきた。

地域行政の基本理念は、「都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への区民参加の促進を図り、住民自治の確立を目指す。」としている。(昭和56年報告書)

この基本理念のもと、区は、地域行政を推進する仕組みとして、区の区域を「地区 地域 全区」に分け、区民に最も身近な行政施設として出張所・まちづくりセンター、地域の行政拠点として総合支所、全区的な統括を担う機能を本庁とする三層構造による地域行政制度を推進している。

平成3年に5つの総合支所を設置し、地域行政制度を発足させて以降、平成9年には保健所と福祉事務所を統合して5地域に保健福祉センターを設置、平成11年には総合支所を区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制に移行するといった歩みを進める一方、建築行政や用地など専門性の高い事務の集中化、出張所改革を経て、平成18年には都市整備部門を本庁に再編するなど、効率化に向けた取り組みも実施してきた。さらに、平成28年7月には、地域包括ケアを全27地区で展開し、地区の機能を強化する取り組みを開始したところである。こうした取り組みの結果、地域行政制度開始前の平成2年、人口77万人に対し、本庁職員1,924人、出張所を含めた総合支所職員718人の体制に対し、平成28年、人口89万人に対し、本庁職員1,867人、総合支所職員1,020人の体制となっている。

本庁は、三層構造において、区としての政策方針、計画など全区的な統括を基本に、専門性の高い事務や集中化によるメリットのある事務等、行政サービスの実施機関としての役割も担っている。

こうした地域行政制度の中であって、本庁舎は本庁機能を支え、世田谷区民会館は全区的な区民交流、イベントの場としての役割を果たすことが求められており、さらに、現状、世田谷総合支所としての庁舎、区民会館の機能も併せ持っている。

(2) 災害対策と本庁舎等

世田谷区の区域内において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、区は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部を設置し、災害の状況に応じ必要な態勢を指令し、職員を配備して災害応急対策活動を行うこととしている。

災害対策本部は、本部長、副本部長を中心とした災対各部と5つの総合支所に設置する災対地域本部、27出張所・まちづくりセンターに設置する拠点隊で構成される。

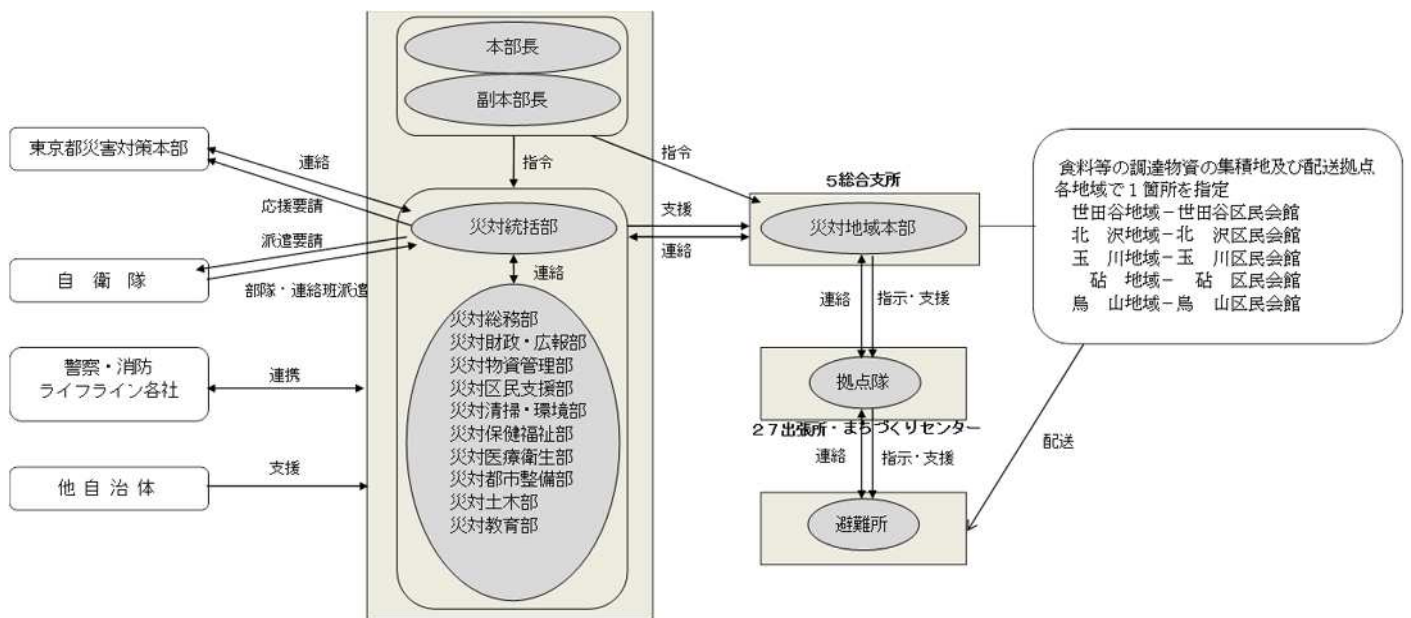
本庁には、災対統括部をはじめ、災対総務部、災対財政・広報部、災対物資管理部、災対区民支援部、災対清掃・環境部、災対保健福祉部、災対医療衛生部、災対都市整備部、災対道路・土木担当部、災対教育部の各部が設置され、本部長、副本部長の指令のもと、東京都災害対策本部、自衛隊、警察・消防、ライフライン各社などと連携しながら担任の

事務をとり、災対地域本部、拠点隊から連絡される様々な情報を整理・分析し、適確に災対地域本部、拠点隊に指令を出すとともに、各地区の被害状況に応じた支援を行いながら、災害応急対策活動を行うこととなる。

5 総合支所に設置する地域本部は、各拠点隊への指示、支援、罹災証明等の発行、災害状況の情報収集、救援物資等の輸送、配布、物資集積場の管理等、地域における広範な事務を担い、27出張所・まちづくりセンターに設置する拠点隊は、医療救護所の支援、地区に開設される避難所の支援、災害状況の情報収集などの事務を担うこととなる。

災害時には、本庁舎は本部長を中心とした、災対地域本部を除く災対各部の活動場所として、揺るぎなく機能する災害対応指令基地であることが求められている。また、世田谷区民会館は、世田谷地域の物資集積所として機能する必要がある。

《災害対策における本庁・支所・出張所(まちづくりセンター)の関係》



3.2. 現庁舎等の位置づけ・評価と課題と整備の必要性

(1) 現庁舎等設計の意図と評価その実現・成果

現世田谷区民会館及び区役所第1庁舎は、1957年（昭和32年）に実施された区民会館設計競技（コンペ）において、前川建築設計事務所が設計者として選定された。コンペの時代背景には、戦前においては武蔵野の自然と田園地帯だった世田谷に、部分的に文化人などが居住する住宅地なども開発されてきており、戦後には、広範なエリアが住宅地として開発され、人口が急増している状況があった。

コンペで要求された施設内容は、ホール（公会堂）のほかに図書館、集会室、展示場、結婚式場などの複合施設（公民館）であり、同一敷地に建設される区役所庁舎については、コンペ段階ではその概略の配置のみを提案するものとされた。

設計者は配置計画について、「市民の生活の場に連なる空間を主体として考え、その空間を創り出すものとして区民会館と区庁舎がおかれたといってもよいと思う。」と述べている。（ ）

今年、近代建築三代巨匠のル・コルビュジエ設計の建築群が世界遺産として登録されることとなり、日本では上野にある国立西洋美術館が、今回世界遺産登録されることとなった。ル・コルビュジエの弟子である前川國男は、国立西洋美術館新館の設計も行っており、モダニズム建築家として戦後の日本の建築会を牽引し、国内外からの評価が高い建築家である。

前川國男は、国内で多くの庁舎や公共ホール等公共施設を設計している。世田谷区民会館と第1庁舎、そしてそれらをつなぐ低層棟のピロティから中庭にいたる「広場」を中心にした施設構成は、世田谷区の多様な文化活動を受け入れることに成功し、また世田谷区民もこの広場を有効活用し親しんできた。

なお、現在の本庁舎敷地については、区民より一部土地の寄贈を受けて整備されたものである。

その後人口増や行政事務の拡大から、第2庁舎、第3庁舎と建設され、さらに周辺の施設へと分散化した。また、地域行政制度に基づく総合支所の創設により、区役所本庁舎と区民との関係も変わってきている。また、区民会館においては、当初の結婚式場が廃止され、図書館も移転しており、当初想定されたコミュニティ施設としての意味合いは変容してきているが、区民会館は全区的な発表・表現の場であることは変わっていない。

建設当時、敷地内に植樹されたケヤキは大きく成長し、庁舎と一体となり、落ち着いた佇まいを構成し、緑あふれる空間となり、多くの区民に親しまれている（平成25年度に、世田谷区風景づくり条例に基づく地域風景資産として、「世田谷区庁舎のケヤキ並木が作る広場の風景」が選定）。

また、庁舎と区民会館と低層棟のピロティに囲まれた中庭については、子どもから老

人まで日頃から区民が憩う場としてのみならず、新年のつどい、新年子どもまつり、新成人のつどい（成人式）、産業フェスタ、ふれあいフェスタなど、区民会館と一体となったイベントの場、バザーやフリーマーケットなどの場として利用されるとともに、ケヤキ並木など、緑と調和した環境となっており、50年以上にわたって区民に親しまれてきた。このような区民の自由な広場は、23区あるいは他の庁舎でもあまり見られない貴重な空間である。

さらに、レストランけやきの前面のサンクンガーデン（池）や、ケヤキ並木と調和した噴水など、竣工当時にはなかったものも、区役所庁舎の景観として今や欠かせない要素となっている。

~~一方、人口増や行政事務の拡大から、第2庁舎、第3庁舎と建設され、さらに周辺の施設へと分散化した。また、地域行政制度に基づく総合支所の創設により、区役所本庁舎と区民との関係も変わってきている。また、区民会館においては、当初の結婚式場が廃止され、図書館も移転しており、当初想定されたコミュニティ施設としての意味合いは変容してきているが、区民会館は全区的な発表・表現の場であることは変わっていない。~~

（ ）雑誌「建築文化」1961年6月号

（2）現庁舎等の課題と整備の必要性

整備方針で示したとおり、来庁者の利便性や職員の執務環境も含め、以下のような課題が生じている。現庁舎には区政を支える拠点として、災害対策機能をはじめとして改善すべき諸課題があり、現在の敷地を活用しながら、庁舎機能の向上、拡充を図る必要がある。

災害対策の拠点としての機能強化

平成24年6月から平成25年3月にかけて、災害対策本部の中核となる本部長室等及び非常用の電源や水の確保に係る諸設備の強化を図るため、第1庁舎と比べて耐震性の優れた第3庁舎を応急整備し、第1庁舎から本部長室等の移転を行った。しかしながら、89万区民の災害対策の中核管理機能を果たすには未だ十分な状態ではない。熊本地震においては、業務継続が不能となった庁舎の事例も見られ、本庁舎の耐震性能の重要性が改めて注目されるようになってきている。本庁舎のすべてのフロアにおいて、大規模災害直後でも業務継続が可能な庁舎へと機能強化を図る必要がある。

区民サービスの充実、効率的事務執行を実現するスペースの拡充

庁舎の狭あい化により、窓口や待合スペース、事務スペース、会議・打合せスペース等が不足しており、区民サービスの提供や効率的な事務執行に支障をきたすだけでなく、窓口におけるプライバシーの確保等も課題となっている。さらに、庁舎が多くの建物に分散されているため、関係部署間の連絡などの面で行政事務機能の非効率化を招くとともに、来庁する区民にとって分かりづらく、利用しにくい庁舎となってい

る。借り上げ庁舎等に分散した庁舎を集約するとともに、地域行政の推進等、行政組織の将来を見据えつつ、必要最低限のスペースを拡充し、快適、効率的にサービスを受けられる環境を整備する必要がある。

施設や設備の環境性能等の機能強化

本庁舎は、第1庁舎が昭和35年、第2庁舎が昭和44年、世田谷区民会館が昭和34年に建設され、第1庁舎、世田谷区民会館は築50年以上経過している。そのため、躯体や外装・内装の劣化が進むとともに、省エネルギーやバリアフリー化等への対応が難しい状況となっている。

本庁舎は、環境共生都市せたがやとして、21世紀末における脱炭素の達成など、先導的な役割を果たすべく、施設、設備の熱効率向上や省エネルギー技術を積極的に導入して環境性能を向上させるとともに、誰もが利用しやすい庁舎とするため、ユニバーサルデザインの実現に向けて、機能の強化を図る必要がある。

区民交流・区民参加の機能を高めるスペースの拡充

町会・自治会や、NPO、自主活動グループなど、区民による主体的な活動が区内の様々な場所で展開されている。こうした多くの区民活動団体の情報共有、交流の場、そして区政への参画の場としての機能が本庁舎に求められるが、人口の増加や東京都からの事務移管、区の業務の多様化等により、庁舎の狭あい化が進み、区民同士が交流し、区民と区が協働して事業を進めていくための多目的に利用できるパブリックスペース、会議・打ち合わせスペース、ワークスペース等が不足している。区民自治の拠点として、区民が交流し、情報を交換、共有でき、区民協働を実現するためのスペースを拡充する必要がある。

—災害対策

—平成24年6月から平成25年3月にかけて、災害対策本部の中核となる本部長室等及び非常用の電源や水の確保に係る諸設備の強化を図るため、第1庁舎と比べて耐震性の優れた第3庁舎を応急整備し、第1庁舎から本部長室等の移転を行った。しかし、東日本大震災など、多発する自然災害により、本庁舎に求められる危機管理機能は以前よりも一層高まっており、88万区民の災害対策の中核管理機能を果たすには未だ十分ではない。区民の安心・安全を守る防災拠点として、さらに高い耐震性能が求められている。

—狭あい化

—人口の増加や東京都からの事務移管、区の業務の多様化等により狭あい化が進み、窓口や待合スペース、事務スペース、会議・打合せスペース等が不足しており、効率的な行政事務の遂行及び充実した区民サービスの提供に支障をきたすだけでなく、窓口におけるプライバシーの確保等も課題となっている。また、多くの区民が多目的に利用できるパブリックスペースや、来庁者の駐車場や駐輪場も不足している。

——分散化

——本庁舎は第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎（世田谷総合支所のほかプレハブ含む）をはじめ、分庁舎（ノバビル）城山分庁舎、三軒茶屋分庁舎など、多くの建物に分散されている。また、狭あい化に起因した民間ビル等の借り上げも多く、費用面の問題と同時に、本庁舎全体としても、関係部署間の連絡などの面で行政事務機能の非効率化を招いている。来庁者にとっても、用件によっては庁舎を行き来する必要があり、区民にとって分かりづらく、利用しにくい庁舎となっている。

——施設や設備の老朽化

——本庁舎は、第1庁舎が昭和35年、第2庁舎が昭和44年、世田谷区民会館が昭和34年に建設され、第1庁舎、世田谷区民会館は築50年以上経過している。そのため、躯体や外装・内装の劣化が進むとともに、空調や電気など各種設備の旧式化・老朽化等により、効率が悪く、省エネルギーが十分に図られていない。また、バリアフリー化や情報通信技術（ICT）の基本設備、防犯・セキュリティ面への対応が不十分となっている。

第2章 . 本庁舎等整備の理念

1. 基本理念

世田谷区の最上位計画となる「世田谷区基本計画(平成26年度から平成35年度)(副題:子どもが輝く参加と協働のまちせたがや)」では、次のような基本方針を示しています。

住民自治の確立 - 参加と社会的包摂 -
環境と調和した地域社会の実現
自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進

これらを踏まえ、21世紀半ばを長期にわたり区政を支える拠点となる世田谷らしい本庁舎像とするため、次の3つを本庁舎等整備における基本理念として想定します。

〈基本理念1〉

地域内分権と住民自治を確立し、「参加と協働・交流」の区政を推進するための拠点としての庁舎

〈基本理念2〉

みどりに恵まれ、歴史に育まれた空間の広がりの中で環境と調和し、環境性能が高く災害に強い庁舎
持続可能性があり、人や地域にやさしく安全で、区民に長く親しまれ、愛される庁舎

〈基本理念3〉

都内最大の人口を有する身近な基礎自治体として自治権を拡充するとともに、主体的で独自性ある政策展開を支える庁舎
武蔵野の自然と田園地帯だった世田谷の歴史に育まれた郷土意識と、近代以降の住民増と空間の広がりを意識した、環境と調和した「88万都市」にふさわしい庁舎

2. 将来を見据えた行政組織改革と本庁舎

本庁舎等を整備するにあたっては、世田谷区の将来を見据え、行政組織改革の推進を念頭に進めます。

- (1) 県レベルの大自治体でありながら、フラットな組織と透明性の確保
- (2) 縦割りから横つなぎへ、マッチングの推進
- (3) 地域・地区を重視した地域行政制度の推進、本庁と地域・地区の役割分担の見直し
- (4) 児童相談所の移管をはじめとした都区制度改革と自治権の拡充の推進

3. 基本理念を実現するための踏まえるべき視点

本庁舎等の基本理念を実現していくうえでは、以下に掲げる視点を踏まえることとします。

- (1) 区民自治と協働・交流の拠点としての本庁舎
- (2) 災害時の拠点としての本庁舎
- (3) これからの基礎自治体のあり方と本庁舎
- (4) これからの区民サービスのあり方と本庁舎
- (5) 執務環境の優れた創造的空間のあり方と本庁舎
- (6) 環境負荷を抑えた本庁舎
- (7) フレキシブルで長寿命・持続可能な本庁舎
- (8) 歴史に育まれた地域の環境と調和した本庁舎
- (9) 経済性とのバランスの取れた本庁舎

第3章 . 本庁舎等整備の基本的方針(案)

1. 基本的方針

第2章で設定した本庁舎等整備の基本理念の実現に向け、整備方針及び中間まとめ等を踏まえ、本庁舎整備の基本的方針として、以下の5つを基本的方針として、本庁舎等整備に取り組むこととします。挙げることができます。

【基本的方針1】 区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎

区民自治の拠点として、行政サービスの提供に留まらず、幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、区民が気軽に立ち寄り、多様な情報の共有や憩うことのできる区民に親しまれる庁舎を目指します。また、区民自治・交流を育んできた現庁舎等の空間特質を継承していきます。景観や周辺環境にも配慮します。

【基本的方針2】 区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎

高い耐震性を確保し、災害時も十分に機能が発揮される建物とするとともに、災害対策本部として、区民の生命や財産を守るための機能を強化していきます。また、セキュリティの確保にも配慮し、安全・安心な庁舎を目指します。

【基本的方針3】 すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎

窓口サービスの利便性を高め、区民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎とするとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障害者、子ども連れの方や外国人など、利用される方の立場に立ったきめ細やかな配慮によって、すべての人にやさしい庁舎を目指します。

【基本的方針4】 機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎

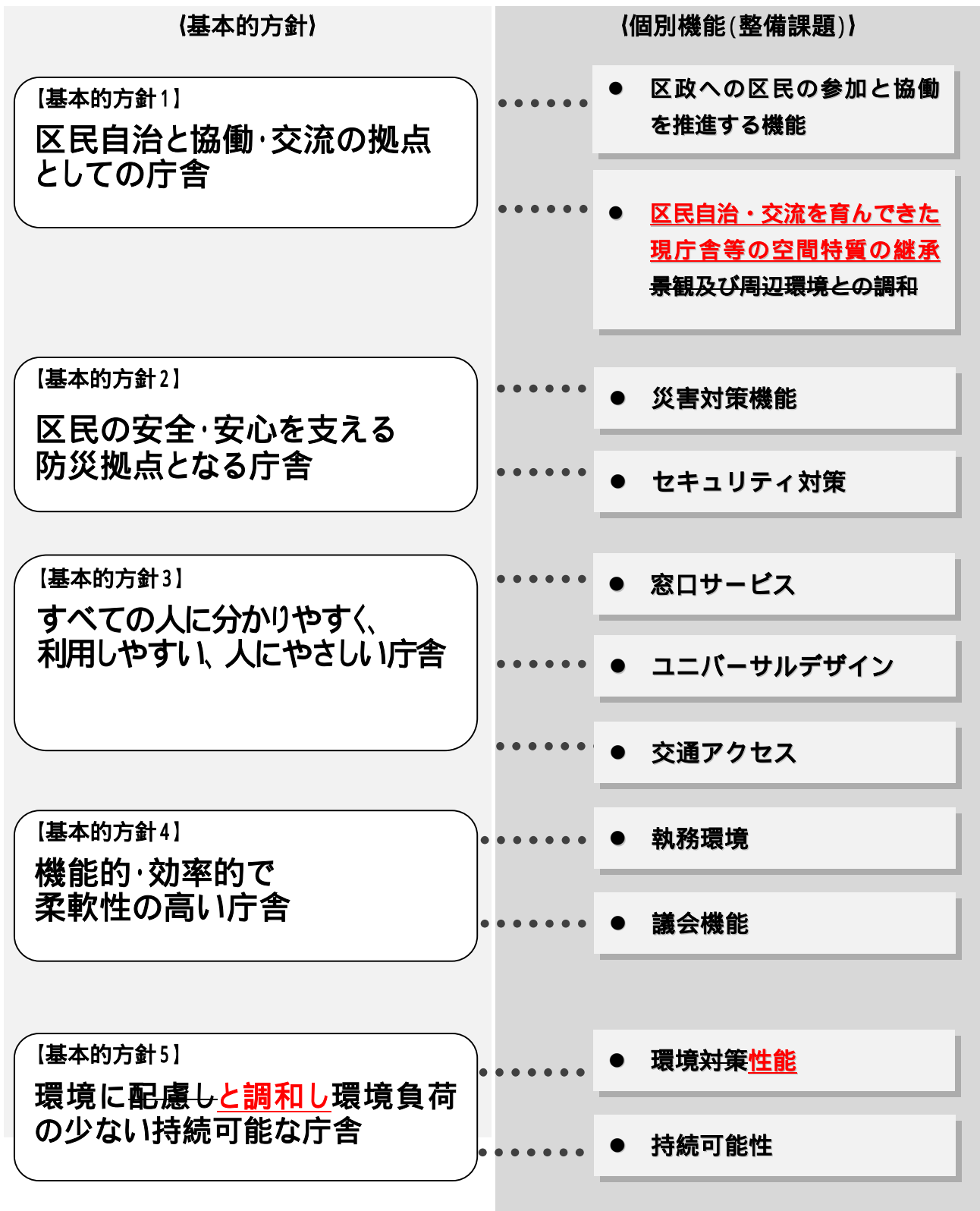
本庁機能の集約を図り、華美にならず、適正な執務空間を確保するとともに、します。また、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報技術の高度化など、様々な変化に対応できる、機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎を目指します とともに、職員の働き方の改革に取り組めます。

【基本的方針5】 環境に配慮しと調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎

建物のライフサイクルを通じたCO₂の削減に向け、省エネルギー化を図るとともに、自然の恵みの積極的利用とエネルギーの有効活用、施設緑化など環境負荷低減策を可能な限り導入し、環境にやさしい庁舎を目指します。また、維持管理しやすい構造や材料の導入などにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を目指します。

2. 基本の方針に対応する個別機能(整備課題)

1. で設定した5つの基本の方針の実現に向けて、具体的な検討を進めるため、基本の方針ごとに各項目に対応する個別機能(整備課題)を以下のように設定し、その機能の整備に向けた方針を定めていくこととします。整理することができます。



3. 本庁舎等の配置と形状に関するコンセプト等について

(1) 本庁舎等の配置と形状に関するコンセプトについて

現在の本庁舎等は、庁舎と区民会館とそれらをつなぐ低層棟のピロティが中庭を囲む景観が特徴的であり、多くの区民が集う中庭は、長い間親しまれてきた。こうした景観を継承し、第1庁舎と区民会館と低層棟の配置と高さを、できるだけ現在と同程度とすることとして、平成27年9月に本庁舎等の配置案を示したところだが、区議会においては、狭あい化・分散化を解消し、機能面を優先し、東敷地に庁舎を集約すべきとの意見も多く出され、改めて議論を深めることとした。

そのため、象徴的な二つの案について、区民サービス、職員の執務効率、経済性、工事期間、環境への影響、景観等に係るメリット・デメリットを明確にしたうえで、本庁舎等の配置と形状に関する区としてのコンセプトを構想することとする。

なお、具体的な配置や形状については、設計者からの提案を受けて、基本設計を作成する中で、最終的に決定することとなる。

<案1：敷地内に中低層の庁舎を展開する案>

- ・横の移動による区民サービス・執務
- ・ボリュームをとるためには、2棟構成とする必要がある

<案2：庁舎の機能を集約し、中高層棟による1棟構成を基本とする案>

- ・上下移動による区民サービス・執務
- ・1棟でボリュームの確保可能

(2) 歴史の継承について

世田谷区民会館、区役所第1庁舎及び第2庁舎は、近代建築の代表的建築家の一人である前川國男氏の設計によるものであり、50年以上区民に親しまれてきたことから、建物の一部を保存すべきという意見がある一方、施設の安全や区民や職員の利用環境等の面から、現庁舎の保存にこだわらず、新たな庁舎を創るべきという意見もある。

こうしたことを踏まえ、現庁舎が積重ねてきた歴史をいかに引き継いでいくかという点についても検討していくこととする。

第4章 . 個別機能 (整備課題) ごとの整備方針(案)

第3章で示した整理した基本的方針に基づくごとの個別機能 (整備課題) の整備方針について、具体的に検討する必要があります。以下のように整備を進めます。

また、それぞれの基本的方針を実現する機能を確保していくためには、それを構成する建築、外構、設備等、建物と空間のあり方が大きく影響をしていきます。個別機能の整備方針と合わせて、こうした建物と空間のあり方についても議論の論点としていきます。

【基本的方針1】区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎

(1) 区政への区民の参加と協働を推進する機能

本庁舎、総合支所、出張所・まちづくりセンターの三層構造を踏まえ、全区的な区民自治と協働・交流の拠点としての機能を果たすため、本庁舎及び世田谷区民会館を整備していく。

ア 参加と協働の機能

- ・区民、区民団体、事業者、NPO等と行政が協働して政策形成していくワークスペースとなるよう、執務室、会議室を含め、工夫していく。
- ・会議室等については、夜間や閉庁時にも区民が利用できるよう、導線、管理方法などについて検討する。
- ・子供連れの方でも、シンポジウムなどの様々なイベントに参加しやすいよう、ひととき保育が可能なスペースを確保していく。

イ 交流機能

- ・区民同士の交流、国際交流、国内交流の場として、様々な利用に対応できる空間の整備を検討する。整備にあたっては、同じ敷地内に区民会館があることに留意し、効果的・効率的な施設計画となるよう検討する。
- ・災害時には、災害対策活動にも活用が可能な空間としての整備を検討する。
- ・ロビー、エントランスは、来庁者が快適に過ごせるよう、明るく開放的な空間となるよう配慮するとともに、様々な区民活動の成果物の発表、展示スペース、ミニコンサートなど、多目的に使用できるよう整備することを検討する。
- ・閉庁時にも、適切な管理のもとでイベント開催などに利用可能な空間として整備することも検討する。

ウ 広場機能

- ・現在の中庭が、「新年のつどい」や「新年子どもまつり」、「新成人のつどい」など、長い間区民に親しまれ、区民会館と一体的に利用されてきたことを踏まえ、イベント会場や区民の憩いの場として利用できる広場をの整備について検討する。

エ 情報発信機能

- ・区政情報や区の文化・歴史等に関する資料やパンフレットなど、様々な情報を集約して提供する情報コーナーのを設置を検討する。
- ・行政からの情報発信だけでなく、区民からの情報発信にも対応できるギャラリー機能をもたせる。
- ・掲示板、展示スペースや区議会放送用のテレビを設置するとともに、コピーサービス等のを充実も検討するさせる。

オ 利用者サービス

- ・食堂（レストラン）や喫茶店（カフェ）の設置を検討する。
- ・区内障害者施設の生産品の販売等を行うスペースのを整備を検討する。
- ・来庁者の利便性向上を図るため、金融機関ATMの設置や売店などの民間利便施設の導入を検討する。
- ・来庁者に開放するWi-Fiアクセスポイントのを整備を検討していくする。また、Wi-Fiの活用方法については、区民の利便性や区から提供するサービスとの連携、災害時の活用などに配慮する。
- ・デジタルサイネージなどを活用した区民への情報提供の充実についても検討を進めていく。

（２）景観及び周辺環境との調和区民自治・交流を育んできた現庁舎等の空間特質の継承

現在の本庁舎等は、中庭を囲み中低層の建物を配置することにより、周辺環境と調和しており、こうした長年区民に親しまれてきた景観の継承について、個別機能ごとの整備方針などを考慮しながら、総合的に検討していく必要がある。また、「世田谷区風景づくり条例」に基づく地域風景資産として、「世田谷区庁舎のケヤキ並木が作る広場の風景」が選定されていることにも配慮していく必要がある。

本庁舎敷地周辺は住宅地であり、整備後の建物規模が現状よりも大きくなることから、建物高さや日影の影響、圧迫感、さらには施設に起因する風害、光害、騒音・振動、電波障害等、周辺環境に十分配慮していく必要がある。

また、長期にわたる工事となるため、工事は安全を最優先として、騒音、振動、塵埃等に最大限配慮した計画や工法などを検討する。

世田谷区民会館、区役所第1庁舎及び第2庁舎は、近代建築の代表的建築家の一人である前川國男氏の設計によるものであり、50年以上区民に親しまれ、庁舎と区民会館と低層棟のピロティに囲まれた広場については、子どもから老人まで日頃から区民が憩う場としてのみならず、新年のつどい、新年こどもまつり、新成人のつどい（成人式）産業フェスタ、ふれあいフェスタなど、区民会館と一体となったイベントの場、バザーやフリーマーケットなどの場として利用され、区民自治・交流を育んできた。こうしたことを踏まえ、本庁舎、区民会館、広場等の空間特質をできるだけ継承し、これからも区民自治・交流の拠点として区民に愛される庁舎を目指していく。

【基本的方針2】区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎

(1) 災害対策機能

区には、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するという重大な責務が課せられており、災害時には、世田谷区地域防災計画に基づき、本庁舎に災害対策本部を設置し、災対地域本部となる総合支所、拠点隊となる出張所・まちづくりセンターと連携を図り、防災関係機関及び区民等の協力を得て、全力を挙げて災害応急対策に努めることとしている。

そのため、災害対策本部として、区の災害対策の中核管理機能を果たすための必要な機能を備えた、災害に強い庁舎を目指し、新庁舎本庁舎等を整備していく必要がある。

ア 高い耐震性の確保

- ・本庁舎は、災害対策本部として、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の最高水準である「構造体 類、非構造部材 A 類、建築設備甲類」を確保することを基本とする。

(耐震安全性の分類表)

耐震安全性の分類		耐震安全性の目標
構造体	類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

- ・災害対策本部は、大規模地震発生直後から速やかに機能する必要があるため、免震構造を基本とした構造を検討していくする。

イ 災害対策本部機能の強化

災害対策本部室

- ・迅速かつ的確な意思決定ができるように災害対策本部の中核機能（災害対策本部長室、災対統括部、災対総務部、災対財政・広報部、区長室、副区長室、防災無線室

など)をできる限り同一フロアに配置することが望ましい。また、停電時におけるエレベーターの停止などを考慮して、災害対策本部室は中層階(3階以下程度)への配置を検討する。

- ・災害対策本部室は、平時は庁議室などとして有効に活用できるよう工夫する。
- ・災害対策本部室に近接して、災害時の対応について具体的な作業を行う室の整備が必要である。平時は会議室の使用を前提に、災害対策本部室との一体的な整備について検討していく。

必要な諸室等

地域防災計画との整合性、必要な規模、財政面などを考慮し、災害対策活動に必要な以下の諸室等の導入を検討していく。なお、導入にあたっては、専用の室を設けるのではなく、平時には会議室などとしてフレキシブルに活用することを前提として、平時のみならず、発災時に各諸室がどのように機能するのか想定し、具体的に平面図を描くなどしながら検討する。

- ・警察、消防、自衛隊など防災関係機関の活動・待機場所
- ・ライフラインの確保や復旧を担う民間事業者の活動・待機場所
- ・他自治体支援職員の活動・待機場所
- ・報道機関等への情報提供、記者の取材・待機場所
- ・職員の仮眠室やシャワー室
- ・エフエム世田谷などを活用した情報発信の場所
- ・ヘリポート

広場空間

災害時には、発災直後には避難者の一時集合所等となり、復旧・復興期には緊急・復旧車両の駐車並びに物資の荷捌きスペースとなる広場が必要となる。物資の搬出入を考慮し、物資の集積地である区民会館に隣接する位置に広場を設けるとともに、災害時には地域内輸送拠点となる国土館大学の広場等との連続性・一体性、役割分担や連携についても見据えた計画とする。緊急車両の駐車場や物資の集積場所など、庁舎や区民会館と連携して、様々な用途に使用可能な広場を確保していく必要がある。災害時における多目的空間としての広場の整備について、具体的な活用方法や広さについて検討していく。また、仮設トイレを設置する設備等についても検討していく。

ウ 行政機能の継続性の確保

ライフラインのバックアップ機能

ライフラインが遮断された場合に備えて、ライフラインが復旧されるまでの一定期間(最低372日間時間以上)業務を継続できるよう、バックアップ機能を整備する。なお、検討にあたっては、地震のみならず、豪雨や雷、雪など、様々な災害を想定していく。

- ・商用電力の供給途絶時への対応として、72時間以上連続運転可能な非常用発電設備及び燃料備蓄設備を設置する。また、や、コージェネレーションシステムや、水素燃料電池などによるより供給電源のを多重化し、業務の継続能力を高めるようについても検討をしていく。

- ・水道供給の途絶に備え、飲料水やトイレ等に使用可能な貯水槽の設置、井戸の整備による井戸水の活用などについて、現在ある設備の活用も含め、検討していく。

備蓄スペース

災害発生から数日間は、支援物資等が供給されない事態が想定されるため、必要な資機材や食料、飲料水、簡易トイレ等を保管する備蓄スペースを確保するが必要となる。また、保管する物品の種類や量、搬入経路など、必要な備蓄スペースの規模等についても、検討していく。

情報通信機能

- ・新庁舎本庁舎等の整備にあたっては、システム、ネットワークの維持運用の観点から、サーバーの仮想化やクラウド化により、必要なスペースは減少傾向にあることも踏まえ、事務センターの機能の一部を本庁舎に集約することも検討していく災害時のバックアップ機能を果たすためのサーバー室などを、事務センターとは別に本庁舎内に設ける。
- ・災害時の情報収集や情報発信に活用できるシステム等について、他自治体における先進事例なども参考に、様々な可能性について検討していく。

周辺とのネットワーク

- ・本庁舎等が孤立した要塞にならないように、特定緊急輸送道路などとの関係を踏まえ、周辺とのネットワークも視野に入れた整備を進めていく。
- ・地域本部となる総合支所、拠点隊となる出張所・まちづくりセンターとの連携を強化し、防災ネットワークの強靱化を図っていく。

工期・工程

本庁舎等が何時も揺るぎない防災拠点（災害対応指令基地）として機能するよう、工事期間中に大規模災害が発生する可能性も想定し、工程・工期などを検討していく。

(2) セキュリティ対策

ア エリア区分に応じたセキュリティ対策

行政情報・個人情報の保護や防犯上の観点などから、庁舎内のゾーニングを明確化し、区民及び職員の動線に配慮しながら、それぞれのエリアに応じたセキュリティ対策を検討する。

《エリア区分イメージ》

誰でも利用できる

開庁時間は誰もが自由に利用できるエリア（ロビー等、待合スペース、エレベーター、廊下など）

来庁者と職員のみ利用できる

相談や届出等を行う人が利用するエリア（窓口カウンター、打合せスペースなど）

職員のみ利用できる

職員のみが入室可能なエリア（執務スペース、更衣室など）
特定の職員のみ利用できる
限られた職員のみが入室可能なエリア（サーバー室など）

イ 設備等

- ・サーバー室など重要諸室について、ICカードや生体認証システムなどの導入による入退室管理を検討する。
- ・本庁舎における個人情報の漏洩や不正アクセスに対する情報セキュリティについては、引き続き、総務省が示す自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化モデルに準拠した対策を実施していく。
- ・窓口カウンターからパソコンの画面が見えないようにするなど、情報保護に十分配慮した配置・空間構成とする。
- ・個人情報や機密性の高い書類の保管のために、施錠可能な保管庫を確保する。
- ・庁舎出入口付近や庁舎内の適切な場所への防犯カメラの設置を検討する。
- ・中央監視室や機械警備の設置について検討する。
- ・時間外の出入口については、休日・夜間など閉庁時の来庁者に対して、利用しやすい場所に設置するとともに、防犯性を考慮する。
- ・地域の防犯性を高めるために、死角のない空間や周辺への明るさの提供に配慮する。

【基本的方針3】すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎

(1) 窓口サービス

ア 案内機能の充実

総合案内等

- ・入口近くに総合案内を設けるとともに、見通しが良く、分かりやすい組織配置とすることで、区民がスムーズに目的の窓口に行くことができるように検討する。
- ・初めて手続に訪れた区民が、スムーズに手続ができるよう、申請書類等の記載補助も行うフロアマネージャーをの配置を検討する。

案内表示（サイン）等

- ・案内表示は、分かりやすく、組織改正にも対応できるフレキシブルな形式とを検討する。
- ・誰もが分かりやすい案内表示となるよう、窓口の動線構成を工夫するとともに、手続の名称や目的別の表示をすることなどを検討する。

イ 窓口機能の整備

利便性の向上

- ・区民の移動距離を短くし、分かりやすく便利な窓口とするため、窓口機能をできる限り低層階に集め、利用者ニーズや手続等の関連性が高い窓口はできるだけ同一フロアに配置することなどを検討する。

業務に応じた窓口カウンター

- ・各部署の業務内容に応じた、ローカウンター、ハイカウンターをの適切なに配置を検討する。
- ・仕切りのあるカウンターを設けるなど、プライバシーに配慮し、誰もが安心して利用できる窓口環境となるよう検討整備する。
- ・記載台についても、利用者が申請書類等を記載しやすいよう、形状や高さに配慮する。

ウ 相談機能の充実

- ・利用頻度や相談内容に応じて、カウンター併設の相談ブースや共用または専用の個室形式の相談室のを適切なに配置を検討する。
- ・相談室は、個人情報やプライバシー保護のため、遮音性に配慮することを検討する。

エ 待合い空間の充実

- ・高齢者や障害者の方でも快適に過ごせる待合い空間を整備するとともに、子ども連れの方も安心して利用できるように、キッズスペースや授乳室などのを設置を検討する。
- ・電光掲示板や大型モニター等の設置により、利用者に分かりやすく効率的な窓口サービスシステムのを導入を検討する。

オ 今後の課題

世田谷総合支所の移転との関係

世田谷総合支所が移転する場合、区民サービス維持の観点から引き続き本庁舎に残ることになる一定の窓口機能について検討していく。

地域行政制度やマイナンバー制度との関係

本庁舎の窓口のあり方に大きな影響を与える地域行政の展開に関する検討やマイナンバー制度の動向を踏まえ、検討していく。

(2) ユニバーサルデザイン

ア すべての人にやさしい庁舎

- ・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(通称:バリアフリー建築条例)」、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、利用者の立場に立った、きめ細かな配慮によって、すべての人が利用しやすい庁舎を目指していく。
- ・具体的なユニバーサルデザインに関する助言等については、ユニバーサルデザインアドバイザーなどの活用も検討していく。

イ 利用しやすい移動空間の整備

- ・誰もが歩きやすいよう、段差のない動線や車椅子での移動スペースの確保、手すりのなどを設置等について検討する。
- ・エレベーターは、すべての人にとって使いやすく、安全を考慮し、配置や大きさ、案内情報などの設備等について配慮する。
- ・視覚障害者へ配慮するため、点字、音声案内、音声誘導装置、誘導ブロック等の設置により、障害者へ配慮した移動空間を整備の設置を検討する。
- ・各種表示等に、外国語を併記するなど、外国人に配慮する。
- ・駐車場、駐輪場からの移動距離をできるだけ短くするとともに、動線も工夫し、区民の利便性向上に配慮する。
- ・平常時の出入口と夜間などの時間外出入口の場所が大きく異なることのないよう、施設計画を工夫する。

ウ 利用しやすい設備の整備

- ・誰もが利用しやすい環境を整備するため、多機能トイレやオストメイト対応設備をの適正なに配置について検討する。その他一般トイレについても、障害者や高齢者や障害者の利用に配慮した計画を検討とする。
- ・聴覚障害者へ配慮するため筆談用ボードの窓口への配備、磁気ループの設置などに、障害者に配慮した設備の導入について検討する。

(3) 交通アクセス

- ・本庁舎等整備に関わる交通環境の把握のため、平成 27 年度に、本庁舎敷地周辺の交通量調査を実施した。調査内容は、敷地周囲の道路及び交差点の交通量と本庁舎駐車場出入口の入出庫台数の実地調査を行った上で、本庁舎等整備に伴う開発交通量を見込んだ場合の周辺道路や交差点の処理能力の検証を行ったものである。結果としては、自動車交通については本庁舎等整備後の開発交通量を見込んで、周辺の交通環境への影響はないものと考えられた。
- ・また、交通環境に関わるその他の要素としては、路線バスやタクシーへの対応や、歩行者、自転車を含めた総合的な交通環境の検討が必要である。
- ・特に路線バスについては、現在の本庁舎敷地の南東角に 3 路線の起終点となる折返し所において、誘導員による後進（バック）入庫の形であるため、歩行者との錯綜等が課題となっており、本庁舎等整備にあたっては、現在の路線と同数である降車場 1、乗車場 3 の計 4 台分のバスベ이를東側道路に沿って配置することとするでは、対応を検討していく必要がある。
- ・タクシーについても、現在と同数の 3 台分のタクシー乗り場をバスと隣接して配置する計画上の適切な対応を検討していく必要がある。
- ・自転車アクセスの状況から駐輪場台数の検証や、各種車両交通と歩行者交通の関係、駅やバス・タクシーからの動線、それらを踏まえたメインアプローチ（正面玄関）の位置等についても総合的に検討し、整備計画に反映していく必要がある。
- ・さらに、将来を見据えて、新しい交通手段（電気自動車、水素自動車、カーシェアリング等）の開発も視野に入れながら、検討を進めていく必要がある。
- ・補助 154 号線の整備が進んだことにより、区民の動線も新たな視点から検討することが可能になっている。現在の西側敷地と補助 154 号線のアクセスについては、敷地の拡張も視野に入れながら検討していく必要がある。

(敷地現況図)



【基本的方針4】 機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎

(1) 執務環境

執務環境の整備にあたっては、職員の働き方の改革に取り組み、機能的・効率的で柔軟性の高いものとしていく。

ア 執務空間の整備

- ・部・課の間に間仕切りを設けないオープンフロアを基本とし、各課や職員間のコミュニケーションが図りやすい機能的・効率的な空間とする。
- ・インターネット、庁内 LAN 環境の整備など、情報通信技術（ICT）を積極的に活用していくとともに、今後のさらなる技術進展にも対応可能となるよう、必要な設備・機器等を設置するスペースについても検討していく。
- ・組織改正に伴うレイアウト変更にも柔軟に対応できるよう、床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロアの導入などについて検討する。
- ・執務室の机や椅子・配置を統一化し、組織改正や異動の際には人だけが動く、ユニバーサルレイアウトの導入を検討する。
- ・部署間の連携を考慮した配置とし、同一部に属する課をできるだけ同一階に配置し、相互関連性の強い部署は、できるだけ近接した階・エリアに配置するなど動線を短くし、効率的に業務が行えるよう配慮する。

イ 会議室等の整備

会議室

- ・職員の会議・打合せスペースとしてだけでなく、区民、区民団体、事業者、NPOなどが参画し、協働で政策形成していく場としてのスペースを整備・確保していく。
- ・利用頻度や利用状況を考慮し、大・中・小会議室を配置する。
- ・会議室は可動間仕切り等を採用するなど、必要に応じて規模を変更できる仕様の採用も検討する。
- ・会議室内には、電源コンセント、ネットワーク配線、スクリーン等を配置し、ICT機器の利用に配慮した仕様を検討する。
- ・会議室の集約配置か、各フロアへの分散配置かについて、検討していく。
- ・情報保護の観点から、遮音性に配慮するとともに、利用目的に応じ、プライバシーに配慮した動線の確保などについても検討する。

打合せ・作業スペース

- ・日常的な打合せや作業、OA 機器が設置できる共用スペースを、各部署の特性に応じて、執務室内や各フロアに確保するできるよう検討する。

ウ 書庫・倉庫の整備

- ・文書管理システムを引き続き運用するとともに、文書の徹底した電子化により文書保管量のスリム化を図りったうえで、必要な文書保管スペースを確保する。保管に

あたっては、本庁舎内に保管すべき文書を精査していく。

- ・視認性や開放性に配慮しつつ、ローキャビネットや天井までの壁面収納を使い分け、効率的な収納スペースとする。
- ・集密書架の採用やファイリング方式の共通化などによる省スペース化を検討する。
- ・各種イベント等の物品や作業道具などを保管できる倉庫の適切な配置を検討する。
- ・棚やキャビネットなどは、災害時に倒れてこないよう固定するなど、安全性に配慮したものとする。

工 職場環境の整備

- ・更衣室や休養室などは、職員数を考慮し、男女別に適切に配置する。
- ・区民の利用も可能な職員用食堂を設けるとともに、食事などにも利用できる休憩スペースの設置も検討する。
- ・健康増進法の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止策を検討する。

(2) 議会機能

ア 基本的考え方

イ 必要な諸室

ウ 求められる機能

— 議会機能については、地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会における議論を踏まえ、検討していく。—

議会機能については、区議会地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会において、以下の考え方がたたき台として示されており、それを基本に検討を進める。

ア 議事堂に関する基本的な考え方

- ・ユニバーサルデザインに配慮するとともに、区民が親しみやすく区民に開かれた施設とする。
- ・議会の独立性及びセキュリティの確保を図るとともに、効率的な議会活動に資する諸室配置とする。

イ 必要な諸室及び機能等

議場・傍聴席

- ・議場については、議会中継に配慮した音響、照明等の充実を図る。また、議会の活性化に資する座席配置とするとともに、十分なスペースを確保する。
- ・傍聴席については、適正な通路幅の確保や段差の解消に努めるなど、傍聴者に配慮した環境を整備する。

委員会室

委員会室は、5つの常任委員会が同時開催できるように5室を設置するほか、議会運営委員会室を設ける。また、各委員会室には十分な傍聴スペースを確保するとともに、

審査過程等の公開性を高めるためのレイアウトの工夫や設備の充実を図る。

会議室

予算・決算特別委員会の中継に配慮した会議室を設置するほか、理事会・幹事長会室を設ける。

正副議長室

応接スペースを備えた正副議長室を設置する。

議員控室

レイアウト変更に加え可動式間仕切り等で区分できる構造にするとともに、遮音性を考慮する。

議会図書室

議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

理事者控室

会議に出席する理事者のための控室を設置する。

応接室

区民からの陳情や面会時のほか、他議会からの視察対応時などにも利用可能な応接室を設置する。

区民ロビー（現4階・5階エレベーター前スペース）

傍聴者、陳情者の待合スペースのほか、区議会広報紙などの設置スペースを確保する。

議会事務局

議事堂の効率的な管理及び、セキュリティ確保の観点から、議会事務局を議事堂の入口部分に配置する。

ウ その他

来庁者に対する議会情報の提供手段の充実

・議員登庁ランプ（出退表示板）

議事堂内だけでなく、庁舎の入口など区民に分かりやすい場所にも設置する。

・デジタルサイネージ等の設置検討

「本日の会議予定」などについて、来庁者に対し、分かりやすい表示方法を検討する。

【基本の方針5】環境に配慮と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎

(1) 環境対策

ア 高い環境性能を備えた庁舎

- ・「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」の実現に向け、本庁舎等はその先導的役割を果たすため、2050年CO₂排出量の80%削減、21世紀末における脱炭素の達成に向け、省エネルギー化を図るとともに、自然の恵みの積極的利用とエネルギーの有効活用を図る。
- ・近隣との調和に配慮しつつ、良好な地域環境の創出に向け、施設緑化等の環境への配慮を積極的に講じていく。また、環境配慮の取り組みを区民が学習する機能を設けることも併せて検討する。
- ・環境に配慮した資材を活用するとともに、建設による環境負荷の低減にも配慮し、総合的に環境品質の高い庁舎とするため、国土交通省が定めた「官庁施設の環境保全性基準」を踏まえた整備を行うとともに、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)に基づく上位Sランクの達成を視野に入れた設計を行う検討を進めていく。

イ CO₂削減及び省エネルギーの推進

- ・CO₂の削減を図るため、照明・空調等によるエネルギー負荷の抑制と建築物の断熱や熱負荷軽減等を図る方策のを活用するを検討するとともに、省エネルギー技術の動向も見据えつつ、費用対効果を考えながら導入可能な技術について積極的に検討する。
- ・現状のエネルギー消費量の大幅な削減、使用するエネルギーの脱炭素化を目指すこととし、エネルギー使用と維持管理の最適化を図るため、エネルギーの使用状況と設備の運転効率に係るマネジメントシステムの導入を検討していく。
- ・ポンプの搬送エネルギーの削減や災害時の強靱性強化に貢献するよう、庁舎内の衛生設備などへは最大限に節水型のものを導入するほか、中水などの活用も検討する。
- ・本庁舎等整備にあわせ、ワークスタイルの改革に取り組み、紙文書の削減等に積極的に取り組む。

ウ 自然の恵みとエネルギーの有効活用

- ・太陽光、地中熱、自然通風などの自然エネルギーや、雨水、地下水などの自然の恵みの積極的なを極力活用するよう図るを検討していく。建物がセットバックされる場合は、テラス部分に中高木を含む植栽を導入することによって、景観への寄与はもとより、建物の断熱性を高め、また外被の蓄熱性を低めて積極的に冷房負荷を減じるよう努める。
- ・コージェネレーションシステム、水素燃料電池などの環境性能が高い分散型エネルギーの導入について、災害時における高い有用性も踏まえ、平時の活用も念頭に置き、導入に向け踏まえ積極的に検討する。

エ 施設緑化等環境への配慮

- ・区役所一帯はみどりの拠点となっていることから、若林公園や烏山川緑道などとのみどりのネットワークに配慮しを形成するよう、植栽や建物の壁面・屋上などの施設緑化と広場・緑地の植栽を一体的に計画・整備を推進する。また、生物多様性に配慮した在来種による緑化や、多層的なみどりの空間や配置を検討する。
- ・都市部におけるヒートアイランド現象の抑制に配慮した舗装材の活用など、環境に配慮した庁舎となるよう検討していく。
- ・再生材など安全で環境負荷低減に配慮した資材を使用するとともに、建設副産物の抑制とリサイクルを進め、建設による環境負荷の低減を図る。
- ・既存建物の解体に伴うCO2発生に対しては、みどりのネットワークによる環境の回復・保全に努める。
- ・「世田谷区風景づくり条例」に基づく地域風景資産として、「世田谷区庁舎のケヤキ並木が作る広場の風景」が選定されていることにも配慮していく必要がある。そのため、現在のケヤキ並木については、既存樹木をできるだけ保全活用していく（樹木医による調査を踏まえる）。

オ 周辺環境との調和、配慮

- ・本庁舎敷地周辺は住宅地であり、整備にあたっては、周辺環境との調和のみならず、周辺環境に寄与できるよう配慮していく必要がある。また、整備後の建物規模が現状よりも大きくなることから、建物高さや日影の影響、圧迫感、さらには施設に起因する風害、光害、騒音・振動、電波障害等、周辺環境に十分配慮していく必要がある。また、長期にわたる工事となるため、工事は安全を最優先として、騒音、振動、塵埃等に最大限配慮した計画や工法などを検討する。

(2) 持続可能性

ア ライフサイクルコストの低減

- ・庁舎の設計、施工、維持管理・運営、改修など、イニシャルコスト、ランニングコスト、そして危機対応コストも含めた、総費用（ライフサイクルコスト）の低減に向けて取り組む。
- ・維持管理に優れた構造・材料の採用など、維持管理のしやすさ、維持管理費用の抑制にも配慮し、長期的に期待される性能を発揮できる経済性に優れた庁舎となるよう検討する。

イ 将来の変化への柔軟な対応

- ・将来の行政ニーズや行政組織の変更に対応し、可能な限り長期間にわたり使用できる庁舎となるよう、スケルトン・インフィル（躯体と内部を分離し、内部の変更に柔軟に対応できる方法）の考え方などを参考にした設計や工法などの採用を検討する。

第5章 世田谷区民会館の整備方針

1. 基本的な考え方

現世田谷区民会館と同様に、講演会や式典等のほか、音楽や演劇等のイベントにも対応が可能な多目的ホールとして整備することとしている。

区民自治を進めるためには、大規模集会機能は欠かすことができない。これまでの世田谷区民会館の利用状況を踏まえ、区民自治と協働・交流の拠点となるよう、講演会や式典等のほか、音楽や演劇等のイベントなど、多様な区民活動に対応できるとともに、大規模災害が発生した際には物資の集積場所等としても対応可能な多目的ホールとして整備する。

2. 施設計画

(1) ホール機能

舞台

- ・プロセニウム形式の舞台とし、音楽利用に配慮した可動式の音響反射板の設置を検討する。
- ・各種吊物機構や照明など、適正な設備の設置について検討する。
- ・舞台に隣接した楽器庫や舞台備品倉庫などの整備を検討するとともに、大型車両による搬出入に対応し、荷捌きが可能な搬入口を検討する。

客席

- ・現世田谷区民会館と同程度の1,200席現在の世田谷区民会館の利用状況を踏まえ、800席から1,000席程度を想定し、舞台までの距離や見やすさに配慮した配置、積層計画を検討するとともに、各種舞台調整室や親子室などの設置を検討する。
- ・客席椅子の形状や材質、横幅や列の前後の間隔に配慮し、客席の快適性を確保するとともに、高齢者や障害者に配慮した動線と設備を計画する。
- ・固定席を基本としつつ、災害時にも活用できるよう、一部可動する機能についても検討する。

楽屋

- ・適切な設備を備えた楽屋を整備するとともに、隣接して給湯室やトイレ、シャワーなどのを整備についても検討する。

(2) 多目的機能

集会室

- ・会議や研修、講演会等の利用に対応した集会室を整備する。利用者ニーズに応じて、部屋の広さを変更できるよう、可動間仕切りの設置も検討する。

練習室

- ・公演の練習やリハーサルを行えるよう、音楽、ダンス、演劇などそれぞれの目的にあった機能を備えるとともに、楽屋、展示、懇親会会場など、様々な用途に活用できる

ように検討する。

(3) 交流機能

ホワイエ

- ・開演前や幕間などに交流・休憩するための空間を計画し、多目的トイレを含め、男女それぞれ適切な数のトイレを計画する。

レストラン・カフェ

- ・文化活動の情報交換の場として、区民が気軽に訪れ、ホールを利用しない区民も立ち寄り、交流することができる場として、レストランやカフェなどの設置を検討する。

また、設置する場合には、配置や席から見える風景など、収益性を高めるための工夫をする。

(4) その他施設計画における留意点

- ・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が利用しやすい施設となるよう検討する。
- ・~~災害時にも有効に機能する施設計画とするため、物資集積などの災害時の活用についても検討する。~~
- ・~~駐車場、駐輪場については、本庁舎の整備計画と合わせて検討し、必要な台数を計画する。~~

3. 今後の課題

(1) 管理運営

- ・施設の位置づけや機能などの検討を踏まえて、適切な管理運営方法（直営、業務委託、指定管理など）を選択していく。

(2) 区民会館の休館期間

- ・工事期間中、区民会館を使用することができない期間が生じることから、今後、休館期間の短縮等について検討を進めるとともに、休館期間中の代替手法についても検討していく。

(3) 事業費

- ・区民会館の整備費は、庁舎などの事務所建設よりも、コスト高になるのが一般的であるため、維持管理の容易性や費用対効果を十分に検証しながら、できる限り事業費の抑制に努める。

第6章 . 本庁舎等の規模

基本条件を見据えた上で、本庁舎に入る職員を想定し、本庁舎等の規模を見定める必要があります。

1. 基本的考え方

世田谷区は、福祉やまちづくりなど、他都市に先駆けて様々な先進的な取り組みを進めてきた。特に、大都市でありながら、地域内分権を推し進めている世田谷区独自の地域行政制度は、区民に身近な地区・地域において、区民主体のまちづくりを展開しており、今後とも、なお一層、事務事業については、地区・地域が担うことを基本に、地域行政の理念の実現を目指していく。

一方、本庁舎等には、住民票や戸籍等の交付、子育てや介護関係の相談や都市整備関係の相談や手続きなどに多くの区民や事業者が訪れるが、現時点では、待合スペースや各業務を処理するバックヤードスペースの不足から、混雑するとともに、処理時間が多くかかるなど、区民サービスの提供に支障をきたしている。

さらに、世田谷区は、区民福祉の一層の向上を目指し、児童相談所の移管をはじめとして、区の自治権の拡充に取り組んでいく。今後、前例のない高齢者の増加に伴う地域生活支援、認知症対策、切れ目のない子育て支援を進める等、新たな政策課題に積極的に取り組んでいかなければならない。このためには、これまでの行政手法をこえ、区民との多様な協働の仕組みを導入していくことが求められており、これらに対応するためのスペースの確保が急務になっている。

また、阪神淡路大震災、東日本大震災、さらに、今般の熊本地震を経験した今、区民生活に責任を持つ地方政府として、災害時に揺るぎのない拠点としての庁舎のあり方についても万全の配慮が必要である。

こうしたことから、世田谷区は、引き続き、地区・地域の機能を充実させるとともに、本庁機能についても、災害時対応を含め、将来に向け様々な責務に確実に対応できる体制を確保していかなければならない。

これらのことを基本に、本庁舎等の規模を想定する。

4.2. 基本条件

(1) 本庁舎等の規模を考えるうえで、区の将来人口は重要な条件になるが、平成28年3月に策定した世田谷区総合戦略の人口ビジョンでは、推計した3つのパターンのうち、2つのパターンで平成62年に世田谷区の人口が100万人を超えるとする一方、若年層の転入超過が維持できない場合には77万人に減少するとしている。いずれのパターンでも生産年齢人口の急減と高齢人口の急増が見込まれるところだが、庁舎の規模を構想するにあたっては、現在の人口規模89万人を前提とすることとする。

(2) 本庁舎へ集約する本庁舎関連施設については、資料編参照。

(3) 本庁舎等の規模を考える上で、ひとつの基準となる職員数については、1. 基本的

考え方で述べたとおり、地域行政を一層展開する観点(減要素)と、新たな政策展開、自治権拡充の観点(増要素)を総合的に考慮し、平成28年度当初の本庁舎及び関連施設に配置されている職員数を基本とする。

(4)職員数について、中間まとめにおいては、非常勤職員を含まずに最低で約45,000名として算定していたが、本検討においては、本庁舎及び関連施設に配置されている常勤職員に加え、本庁舎及び関連施設内に執務スペースを必要とする非常勤職員(産休や育休対応の非常勤職員を除く)を含めることとする。

(5)議員数については、区条例により規定している定数50名を基本とする。

(1)将来人口

世田谷区の人口は、平成28年1月1日現在で、883,289人(外国人含む)であり、「88万都市 世田谷」になっている。今後の社会動向等の影響にもよるが、高い定住意向等による高齢者人口の増加、転入超過による生産年齢人口の微増、年少人口についても出生率の上昇により緩やかな増加傾向にある。

世田谷区総合戦略(案)の人口ビジョンにおける将来人口推計では、仮定値を変えた3パターンを推計しており、そのうち、2つのパターンでは、平成62年(2050年)の時点で、世田谷区の人口は、100万人を超えるとしているが、若年層の転入超過が維持できないと仮定したパターンでは、約77万人に減少するとされているなど、世田谷区の人口の動向についても予断を許すことはできない。

また、全国人口の年齢構成では団塊世代が多くを占めているのに対して、世田谷区の人口の年齢構成では、団塊ジュニア世代が多くを占めていることから、世田谷区は全国より遅れて高齢化を迎えることになり、その規模の大きさから、生産年齢人口の急減と高齢人口の急増について示唆されている。

(2)行政のあり方の変化と本庁舎

本庁舎の規模を構想する際には、人口の動向と同時に、今後、50年を見据えた行政組織改革も視野に入れて検討する必要がある。現在の区の取り組みの方向性として、以下の視点を挙げることができる。

<視点1> 縦割りから横つなぎへ。マッチングの推進。

<視点2> 地域・地区を重視した地域行政制度の推進。

本庁と地域・地区の役割分担の見直し。

<視点3> マイナンバー導入後の事務の変化。

<視点4> 児童相談所の移管をはじめとした自治権の拡充の推進。

<視点5> 高齢化の進展等に対応した、社会保障制度の拡充。

(3)新庁舎へ集約を検討する施設

施設集約

現在、本庁舎敷地外にある以下の施設について、借り上げ施設の賃料負担や施設の利用の実態等を踏まえながら、新庁舎へ集約することについて検討する。

施設名	住所	所有	延床面積
分庁舎（ノバビル）	世田谷 4-22-11	借上	900 m ²
城山分庁舎	世田谷 4-24-1	区	1,248 m ²
三軒茶屋分庁舎（御幸ビル）	太子堂 2-16-7	借上	区使用部分 4,592 m ²
美松堂	若林 4-31-7	借上	区使用部分 171 m ²
MKアースビル	世田谷 1-11-18	借上	1,380 m ²
プレハブ会議室	世田谷 4-19-10	区	162 m ²
厚生会館	豪徳寺 2-28-3	区	2,205 m ²
事務センター	弦巻 2-23-1	区	2,588 m ²
東京日産太子堂ビル	太子堂 3-25-9	借上	373 m ²

—世田谷総合支所

——世田谷総合支所については、総合支所の機能拡充の方向性や、地域住民との距離を勘案し、交通至便のところに整備することを視野に入れ、民間と連携しながら、三軒茶屋を候補地として、引き続き移転を検討していく。

——また、世田谷総合支所が移転する場合、区民サービス維持の観点から、引き続き本庁舎に残る一定の窓口機能について検討していく。

(4) 想定議員数

区条例により議員定数を 50 名としていることから、議員数 50 名により検討する。

2.3. 新本庁舎等の規模(延床面積)

本庁舎等の規模について、以下のとおり想定する。

【本庁舎と区民会館の規模】

行政機能、議会機能、区民機能の3つに分類し、それぞれの機能について、以下のとおり施設規模を想定することとする。

行政機能 約48,250㎡	行政機能	約47,300㎡	<本庁舎規模> 約53,000㎡ (世田谷総合支所 含む)
	災害対策機能(専用で想定している部分のみ)	約950㎡	
議会機能 約3,400㎡	議会機能	約3,400㎡	
区民機能 約4,450㎡	区民交流機能(専用で想定している部分のみ)	約1,350㎡	
	区民会館(ホール)機能	約3,100㎡	
合計		約56,100㎡	

【駐車場・駐輪場等の規模】

駐車場・駐輪場等(地下部分のみ)	約12,500㎡
------------------	----------

【広場の規模】

広場	約2,000~2,400㎡
----	---------------

屋外の駐輪場については含んでいない。

あくまで全体規模を算定したものであり、実際の床面積が、この表に記載されているとおりの面積となるわけではない。今後、具体的な内訳について設計段階で精査し、さらに縮減の可能性についても引き続き検討していく。

ホールなどの天井高の高くなるものについては、吹き抜け部分の想定も別途必要である。

現状の面積との比較については、資料編参照。

(参考) 他区との比較

非常勤職員を含めた職員一人あたり面積を他区の事例と比較した(詳細は資料編参照) なお、他区と条件を同一にするため、区民会館(ホール)機能を除く約53,000㎡をもとに、職員一人あたり約18.7㎡として比較している。

(2 3 区平均は職員一人あたり約 2 3 . 5 m² (2 6 年度調))

(1) 行政機能について

行政機能

2 . 基本条件 (3) の職員数をもとに、総務省の旧地方債事業費算定基準 (以下「地方債基準」という。) を参考に行政機能の規模を算定すると、約 5 8 , 4 0 0 m² となるが、世田谷区の実態を踏まえ、基準を補正して算定することにより、約 4 7 , 3 0 0 m² を規模とする (詳細は資料編のとおり) 。今後も地域行政の推進、職員の働き方の改革に取り組み、自治権の拡充等新たな行政需要にも対応できるよう、想定する規模のなかで窓口・執務空間を確保していくこととする。

なお、この面積の中には、災害時に災害対策機能に転用できる会議室や、区民との協働のための会議室や打合せスペース、展示スペースなどとして活用可能なロビー・エントランスなどを含むものとする。

災害対策機能 (専用で想定している部分のみ) < 約 9 5 0 m² >

災害時に揺るぎのない司令塔とすべく、の行政機能に含まれていない面積として、以下の災害対策機能について、個別に算定する。なお、災害対策本部室や作業室、その他諸室などについては、平時は会議室などとして活用することを前提とするため、の行政機能に含まれているものとし、個別に算定はしない。

・バックアップシステムサーバー室 : 200 m²

・無線室 : 70 m²

・警戒待機室 : 20 m²

・FM スタジオ : 20 m²

・防災備蓄倉庫 : 300 m²

・非常用電源、給排水設備等 : 100 m²

計 700 m² に共用部 35% を加え、約 950 m² を想定する。

(2) 議会機能について

議会機能については、現状約 2 , 6 5 0 m² であり、地方債基準を参考に、政令市規模の基準である議員一人あたり 5 0 m² 及び共用部を加えた面積として約 3 , 4 0 0 m² (議会事務局を除く) を想定する。

(3) 区民機能について

区民交流機能 (専用で想定している部分のみ) < 約 1 , 3 5 0 m² >

(1) の行政機能に含まれていない面積として、区民や行政による講演会や講座、シンポジウムなどが開催できるスペースや区民が容易に区政に関する情報が得られる場について、個別に算定する。なお、協働のためのワークスペース、展示スペースなどは、会議室や共用部分の活用を想定し、(1) の行政機能に含まれているものとし、個別に算定はしない。

・多目的室 (集会室) : 300 m²

・情報コーナー : 200 m²

- ・レストラン、カフェ：400 m²
- ・金融機関ATM，売店：100 m²

計1,000 m²に共用部35%を加え、1,350 m²を想定する。

区民会館（ホール）機能

前述のとおり、800席から1,000席規模の多目的ホールを想定し、現在不足しているバックヤード機能やトイレ、バリアフリー機能の充実を図り、全体で、現在と同程度の規模の約3,100 m²程度（共用部含む）とする。

現在の利用状況は資料編のとおり。

(4) 駐車場・駐輪場等について

駐車場

来庁者用80台、公用車用170台程度の駐車場を整備する。（現状、来庁者用53台、公用車用174台）

なお、公用車の台数については、管理方法含めさらに縮減の方向で検討を進める。

想定面積（地下）：250台×4.2 m² = 1,050 m²

駐輪場

来庁者用300台、職員用650台、公用50台程度の自転車駐輪場を整備する。（現状、来庁者用約230台、職員用は通勤使用者約650名、公用の貸出用50台）

想定面積（地上屋外）：300台×1.2 m² = 360 m²

想定面積（地下）：700台×2 m² = 1,400 m²

地上屋外の駐輪場360 m²については、延床面積には算入しない。

バイク（原付含む）駐車場

来庁者用、職員用、公用で合計150程度のバイク駐車場を整備する。（現状、来庁者用の専用スペースは設定されていない、職員用は通勤使用者約100名、公用の貸出用11台）

想定面積（地下）：150台×4 m² = 600 m²

(5) 世田谷総合支所について

現在、本庁舎内にある世田谷総合支所については、総合支所の機能拡充の方向性や、地域住民との距離を勘案し、交通至便のところに整備することを視野に入れ、民間と連携しながら、三軒茶屋を候補地として移転を検討しているが、現時点では本庁舎の面積に含め、移転が決定次第、本庁舎面積（駐車場等含む）から減ずることとする。（基本構想策定までには決定する。）

世田谷総合支所の面積は、(1)の行政機能と同様の考え方で算出すると約5,300 m²となるが、移転後に本庁舎に残る機能について検討し、本庁舎から減ずる面積を想定することとする。

(6) 広場について

通常時は区民の憩いの場として、また、イベント等では区民交流の場の他に区民会館の利用者用の駐輪場や駐車（大型バス等）として利用し、発災時には、避難者の一時集合所

等（区役所を一時集合所としている町会の区域には、5箇所の一時集合所があり、一時的に避難する住民と他の区域から避難される住民を合わせ2,000名ほど想定している規模。）また、復旧・復興時には、物資運搬、緊急・復旧車両の駐車並びに物資の荷捌き場となる広場を整備する。

発災時の避難者の一時滞留：2,000人×1㎡=2,000㎡

復旧・復興時の緊急・復旧車両概ね56台の駐車並びに荷捌き場：2,400㎡

上記の利用を想定し、2,000～2,400㎡を確保する。

（参考：現状の中庭の広さは約1,600㎡）

現在の本庁舎は、21,707㎡の敷地に、第1庁舎・第2庁舎・第3庁舎・第3庁舎（プレハブ）を合わせて延床面積23,743㎡の庁舎群で構成されている。

新庁舎の規模（延床面積）については、周辺に分散している施設を集約することを前提に、総務省の「旧地方債事業費算定基準」（以下「地方債基準」という。）を参考に非常勤職員数を含まずに算定した数値に基づき、中間まとめにおいては、最低で約45,000㎡としてきたが、庁舎内で執務をすると想定される非常勤職員数や世田谷総合支所の移転なども考慮し、今後さらに検討していく。

新庁舎の規模を考える際には、以下の視点で検討する必要がある。

（１）「地方債基準」による算定

「地方債基準」は、職層ごとの人数をもとに、事務室面積や倉庫面積、会議室面積等を算出し、庁舎面積を導き出すもので、あくまでも参考数値だが、庁舎の規模を算定する際の指標としては、「地方債基準」を利用することが一般的である。

平成27年4月1日時点での常勤職員数をもとに、周辺に分散している分庁舎（ノビル）城山分庁舎、三軒茶屋分庁舎を集約することとして算出した面積は、約46,000㎡、非常勤職員も入れた職員数をもとに算出した面積は、約57,000㎡となる。（詳しくは資料編のとおり。）

（２）世田谷総合支所の移転に関する視点

三軒茶屋に移転を検討している世田谷総合支所のスペースについて、本庁に引き続き残すべき機能も含め、考慮する必要がある。

世田谷総合支所の平成27年4月1日時点での常勤職員数をもとに「地方債基準」で算出した面積は、約4,000㎡、非常勤職員も入れた職員数をもとに算出した面積は、約6,000㎡となる。（詳しくは資料編のとおり。）

（３）区の将来像の視点

1の基本条件で記載したとおり、世田谷区の中長期的な人口の変化、地域行政制度をはじめとした行政組織、行政事務のあり方について、考慮する必要がある。

（４）新たに確保を検討するスペースの視点

本庁舎の理念の一つである「参加と協働」を推進する拠点とするためには、区民が交流するスペース、区と区民が協働で活動するスペースを確保することを検討する必要がある。

また、災害時には災害対策本部が活動するために十分なスペースを確保することも必要である。平時は会議室などとして活用することを前提として、必要な諸室の導入について、地域防災計画との整合性、必要な規模、財政面などを考慮し、検討していく。

3. 世田谷区民会館の規模

— 前述のとおり、ホールの客席数については、現在と同規模（1,200人規模）を想定するが、今後、本庁舎と同じ敷地内にあることに鑑み、本庁舎の機能と調整し、具体的な規模について、精査していく。—

4. 駐車場・駐輪場等の規模

(1) 駐車場・駐輪場・バイク置場の規模

— 駐車場等の規模については、過去の調査研究時に算定した数値に基づき、駐車場約300台、駐輪場約700台、バイク置場250台を想定し、庁舎の延床面積とは別に、地下部分に計約15,000㎡としてきたが、今後、利用実態等を踏まえ、さらに精査していく必要がある。—

(2) その他

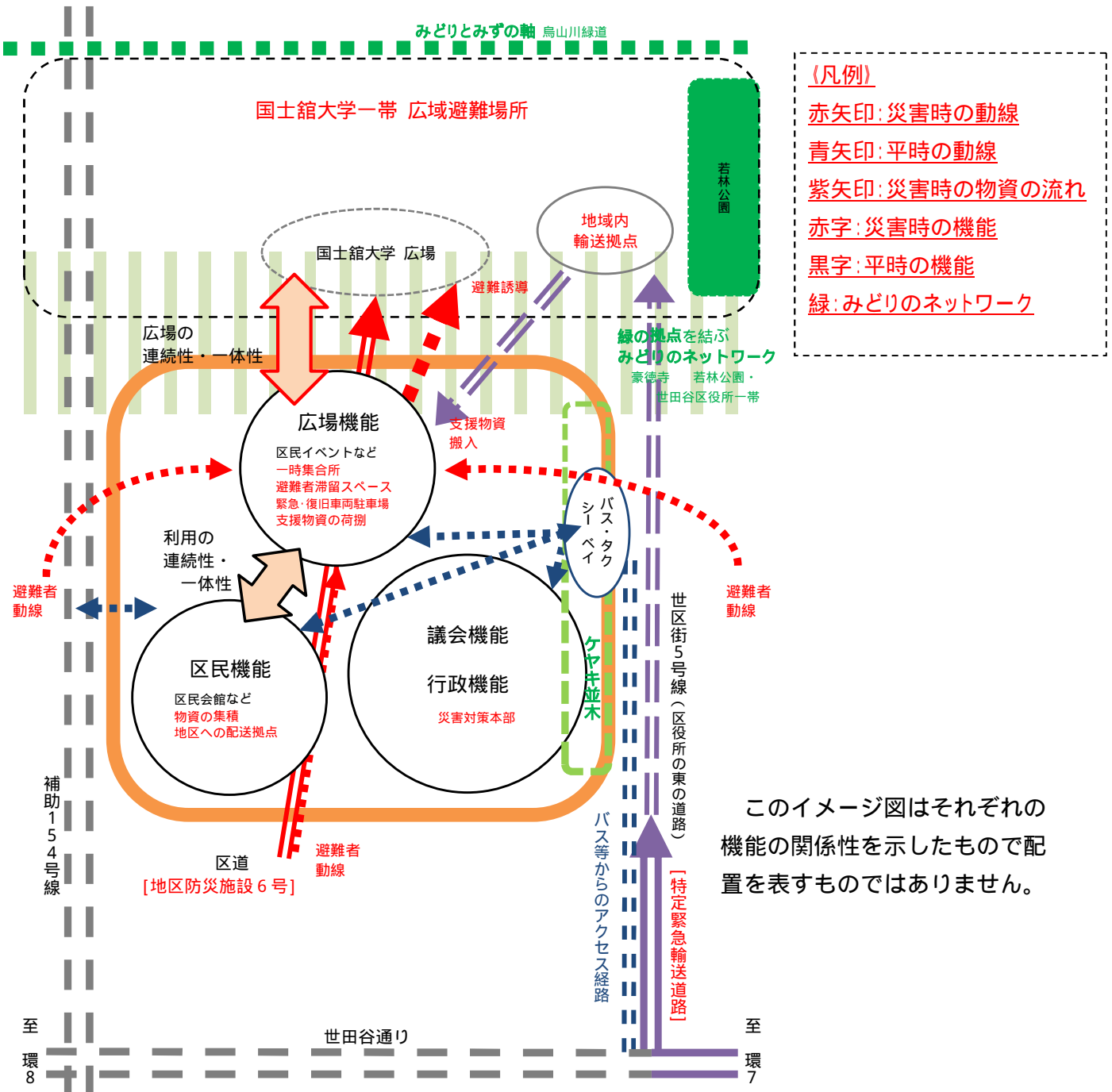
— 物品の搬出入のスペースや、健康診断の車両、観光バスなどが駐車できるスペースについても確保していく。具体的な規模については、引き続き検討していく。—

第7章.本庁舎等の配置と構成

1. 基本的な考え方

第6章で示した、行政機能、議会機能、区民機能、広場機能について、それぞれの相互の関連性について、以下のとおり整理した。

《区役所本庁舎等の機能相互関連イメージ》



(1) 考慮する敷地の要件・高さの法的制限

考慮する敷地の要件

東側敷地は、概ね平坦であるが、西側敷地の西から南西方向に向けて4 m程度下がる形で高低差を有している。

建物の高さ制限

この地区の絶対高さ制限(高度地区の制限)は4.5 mである。ただし、日影規制、斜線規制(高度・隣地・道路)による制限も受けるため、概ね東側敷地は南側で1.1階(約4.5 m)・北側で4階(約1.7 m)、西側敷地は南側で5階(約2.1 m)・北側で4階までが限度となる。

(2) 建物配置等の条件

建物計画について

・建物は、行政機能、災害対策機能、区民機能、議会機能の各機能が十分にその役割を発揮できるものとするとともに、広場機能を含め、それぞれの機能の関係性を考慮した合理的な配置を基本とする。また、トータルコストの最適化などに配慮し、現本庁舎敷地を最大限効果的に活用する配置、形状とする。

・計画する建物高さは、周辺の建物の高さも踏まえ、周辺環境との調和に配慮したものとする。なお、圧迫感などに配慮した配置にするとともに、中高層部のセットバックによる圧迫感の抑制などの工夫を施す。

主な周辺の建物高さは、国土館大学図書館棟(西側)約30.8m、国土館大学体育館棟(東側)約33.0m、世田谷合同庁舎約29.3mとなっている。

・地下部分は駐車場等のほか、庁舎機能の一部(機械室、倉庫、会議室、更衣室等)の配置も見込む。なお、執務室を地下に設置する場合は、外気に面するなど室内環境に配慮する。また、地下の規模、階数は建設コスト抑制や工期短縮を考慮する。

道路について

・東側道路は、都市計画道路の計画線で整備する。その他周辺道路は現状を維持する。なお、敷地中央の区道は廃道が困難である場合には、歩行者自転車専用にする等により東側敷地と西側敷地を一体的に利用できるものとする。

バス発着所等について

・現在のバス発着所、タクシー乗り場は、後進(バック)入庫の形(バスは誘導員による誘導)となっており、車両転回は安全上課題があるため、東側道路に沿って、降車場1、乗車場3(現在の路線数分)の計4台分のバスベイと3台分のタクシー乗り場を配置する。

広場について

広場には、以下の機能・規模を備えた広場を配置する。

・通常時は区民の憩いの場として、また、イベント等では区民交流の場の他に区民会館の利用者用の駐輪場や駐車(大型バス等)として利用する。

・災害時には、発災直後は、避難者の一時集合所等となり、復旧・復興時には、物資運搬、緊急・復旧車両の駐車並びに物資の荷捌き場となる。

・規模は、前述のとおり2,000~2,400 m²を確保し、このうち、区民会館に隣接する位

置に災害時の物資の搬入出を配慮した 1,600 m²程度のまとまった利用のできる空間を確保する。

- ・災害時の地域内輸送拠点となる国土館大学の広場等との連続性・一体性、役割分担や連携を見据える。

緑地について

・『世田谷区みどりの基本条例等』に定められた緑化率 28% (約 6,000 m²) 以上を確保する。出来る限り地上部緑化に努めつつ、屋上緑化や壁面緑化などについても適宜配置し、「世田谷みどり33」の貢献に資する緑化を行う。

《参考：現状の緑化率は東側 24.1%、西側 10.9%、両敷地で 18.2%》

- ・既存のケヤキのある風景は、既存樹木を保全活用しできるだけ継承する。(既存ケヤキの樹木医の調査を踏まえる。)
- ・みどりの配置については、周囲との住環境を考慮し、敷地内に広場と緑地を合わせてバランスよく配置する。また、豪徳寺から国土館大学・若林公園へとつながる“みどりのネットワーク”においても配慮を要する。

(3) 建設手順について

仮設庁舎について

外部にまとまった仮設庁舎を確保できれば、効率的な工事が可能になり、工期短縮なども見込むことができるが、現時点では、適地を見出せていない。そのため、建設手順では、外部に仮設庁舎が不要な案とする必要があるが、今後、引き続き仮設庁舎の確保の可能性について検討していく。

工期について

近隣住民への影響、施設利用者への影響、職員への影響を最小限に抑えるためにも、工期は短縮していく必要がある。可能な限り2期工事(5年程度)で終わるよう、民間の技術も活用しながら、工期短縮に向けて様々な手法を検討していく。

災害対策本部機能について

庁舎機能は安全・安心を最優先で工事期間中も継続することを原則とし、特に災害対策本部等の災害関連機能については、工事期間中も現敷地内に継続しなければならない機能とする。(工事第一段階は現状西側敷地の第三庁舎とし、第一段階の建設建物が利用可能となればそちらに移転とする。)

世田谷区民会館について

工事期間中、区民会館を使用することができない期間が生じることから、今後、休館期間の短縮等について検討を進めるとともに、休館期間中の代替手法についても検討していく。

(4) 現庁舎等の空間特質について

50年以上区民に親しまれてきた現庁舎等の空間特質を継承するとともに、本庁舎等の課題を踏まえ、求められる機能、規模の確保と最も合理的な事業計画(コスト削減、工期短縮等)が可能であれば、現庁舎等の活用も考慮した計画とする。

例えば、来庁者に圧迫感を与えない建物の形状や、建物に表情を与える屋外テラス、

また、利用者の動線に配慮したピロティや区民の憩いと交流の場となっている広場、さらにケヤキ並木と建物が創り出す風景などの特徴が挙げられる。

2. 具体的な配置について

今回比較・検討した配置イメージについては、あくまで参考資料であり、具体的な計画案や設計案ではない。

具体的な配置や形状については、基本構想において示された条件に基づき、設計者からの提案を受けて、最終的に決定することとする。

第7章 事業計画

1. 事業方式と設計者・施工者選定方式について

本庁舎整備の事業方式としては、~~主なものとして、従来型公共事業方式、PFI事業方式が挙げられるが、近年、いくつかの新たな事業方式が検討されるようになってきている。~~

~~住宅地にある世田谷区の本庁舎等の立地なども踏まえつつ、それぞれの方式の特徴を考慮したうえで、世田谷区にとって最も有効な事業方式を選択することとする。(事業方式の詳細については、資料編参照)~~

2. 設計者・施工者選定方式

~~基本理念を実現する庁舎を建設するためには、基本構想をよく理解し、世田谷らしい本庁舎像を描くことができ、区民、行政と創造的なキャッチボールをすることができる設計者・施工者を選定する必要がある。~~

~~また、本事業は、難易度の高い、同敷地において業務を継続しながらの工事を実施するため、工事を実現するための技術力や経験を有する設計者・施工者を選定する必要がある。~~

~~設計者・施工者の選定方式にはいくつかの方式があるが、上記を考慮し、世田谷区にとって最も有効な選定方式を選択することとする。(選定方式の詳細については、資料編参照)~~

(1) 事業手法を検討するにあたっての本事業の特徴

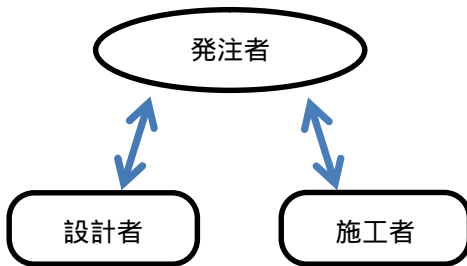
- ・本事業は、本庁舎等の機能を工事期間中も継続させ、限られた敷地の条件下で、数工区に分割し長期にわたり安全を確保しつつ、円滑に工事を進めなければならない。このような観点から、設計段階から実践的な施工計画や工程計画を踏まえた技術力や経験を求める必要がある。
- ・設計者は、現庁舎や広場の持つ特徴的な空間や周辺とのみどりや風景などとの関連性を十分に理解し、区が要求する庁舎機能等を適切に設計に反映すると共に、それを実現するための技術力と総合的な調整能力を必要とする。
- ・施工者は、施工が長期化、かつ玉突き工事となる難易度の高い施工の中、来庁者、職員及び周辺住民への安全確保や影響の低減を確実に確保すると共に、環境配慮、経済性、効率性、工期短縮等を実現する高度な技術力が求められる。
業者選定では、設計者・施工者選定のプロセスや、それら業務の透明性・公開性を確保するため、適切な事業方式、業者選定方式を採用しなければならない。

(2) 事業方式について

施設の整備を進めるためには設計、施工そして施設の運営といった事業の経緯を踏むことになる。この場合、設計、工事、運営をどのように業者に委託し、連携した事業にしていくかということが事業方式になる。

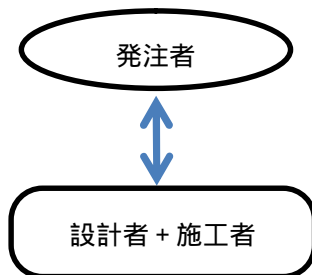
《主な事業方式》

設計・施工分離発注（従来型公共事業方式）



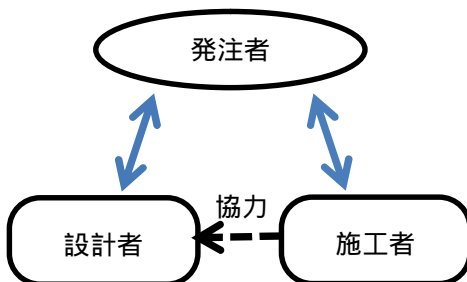
設計と施工を分離発注し、運営は発注者が行なう方式で、公共事業で一般的に採用されてきた方式である。設計と施工の各段階ごとに検証・確認が可能であり、安定性や確実性がある方式とされる。

設計・施工一括発注（デザインビルト (DB)方式）



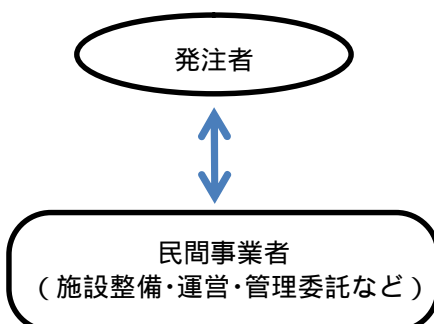
設計と施工を一括して施工会社と契約する方式で、施工面の難易度が高い場合に設計段階から施工の技術的ノウハウを導入することができ、工期短縮の可能性などがあるが、コストや品質などに関する責任が不透明になりやすいことや、設計段階で区民意見の反映等に対する柔軟性に欠ける恐れがある。

設計に施工者が協力（ECI方式）



DB方式と同様に、施工面の難易度が高い場合に設計段階から施工の技術的ノウハウを導入するため、設計段階で施工者に技術協力を業務委託するもので、次の施工は、別途、施工者と契約することになる。この方式の適用事例は少なく、責任の明確化など適用に当たっては注意を要する。

民間活用（PFI事業方式）



民間の資金や各種ノウハウを活用とするもので、PFI法等にもとづき設計から施設運営までを民間事業者が主体となり進める方式である。このため、公共側において財政的なメリットが得られる可能性があるが、行政目的以外に供し得る床面積が相当に確保し得るなど、民間事業者にとって事業採算性があることが事業導入の可能性の要になる。運用での創意工夫が発揮される収益性の高い複合施設に活用する場合があるが、事業性の調査等が必要であり、その調査に約1年ほどの期間を要する。

(3)設計者・施工者選定方式について

事業者の選定は、主に以下の方式がある。

《設計者の主な選定方式》

入札方式

発注者が業務内容を漏れなく示し、金額により決定する方式である。この方式は単純業務に採用されるが、多様な要素が含まれ十分な内容の仕様書を用意することが困難な業務には適当でない。

プロポーザル方式

発注者が事業の目的を示し、そのための設計業務遂行上の条件や課題を明らかにし、これらに対する業者側からの提案等から、業者の考えや能力を評価し、最も適切である業者を選定する方式である。この方式は業者提案をそのまま採用するのではなく、区民等からの意見等を聞き入れながら、発注者と一緒に設計を進めていくことが可能な方式である。

設計競技(コンペ)方式

この方式は、設計者選定の一方式で、発注者が示す条件等から、具体的な案を求め、最も優れた案を提案した設計業者を選定する。この方式の特徴は案の独創性を優先するもので、建物の配置・形態がこの時点でほぼ決定されることになり、設計段階における区民意見の反映等の余地は小さくなる。

《施工者の主な選定方式》

入札方式

発注者が業務内容を漏れなく示し、金額により決定する方式であり、区では多くはこの方式を採用している。

総合評価落札方式

この方式は、施工者選定の一方式で、入札方式の金額のみによる評価だけではなく、業務体制や技術提案などの総合的な要素の評価から決定する方式である。

(4)本事業にあたっての基本的な考え方

事業方式については、これまで、世田谷区が発注する公共事業では、原則、設計と施工を分離発注する「従来型公共事業方式」採用してきた。これにより、設計者が作成した設計図書に基づき価格競争入札で施工者選定を行い、設計の妥当性の検証・品質確保・コスト管理を図ってきた。

一方、近年では、施工者の実践的な新技術などを活用することにより、コスト縮減や工期短縮などが図れることから、設計段階で施工者の持つ技術的ノウハウを取り入れる事業方式も注目されている。「デザインビルド(DB)方式」や「ECI方式」は、この事業方式の一つであるが、設計と施工が同時進行するため各段階でのチェック機能が働きにくく、また、設計段階での発注者要望や区民意見の反映等など柔軟な対応がしにくいなどの課題がある。

また、ECI方式及びデザインビルド(DB)方式を採用した新国立競技場では、契約の仕方にもよるが、プロセスの透明性が確保されず、事業費の責任所在が不明確となり、また、公共事業としての実績が少ない点も課題の一つとして挙げられる。

一方、公共事業に民間事業者を活用する一手法の「PFI事業方式」は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方式であるが、所定の手続きやステップを踏む必要があり、事業期間が長期化するため、早期の庁舎整備が求められる中でスケジュールに課題がある。

また、「官民共同事業(PPP)方式」を採用した渋谷区や豊島区の庁舎整備の事業敷地は、高度利用が図れる商業系の地域であり、余剰容積(床面積)を期待できる土地柄である。これに対し、住宅地域内の世田谷区役所の立地条件では、同様の事業採算性を期待することは難しく、民間活用の手法を取り入れる方式には無理がある。

さらに「PFI事業方式」等は、事業実施段階でほぼ全てを民間に委ねることとなるため、事業プロセスの公開性や柔軟性、区民意見の反映等にはつながりにくい傾向もあり、この観点からも本事業で主体的に民間事業者を活用する方式を採用することは低いと考える。

以上より、本事業での事業者の選定にあたっては、現庁舎や広場の空間特質を十分に理解し、設計段階から実践的な施工計画を踏まえた高度な技術力を求めると共に、透明性や公開性の確保すること、区民の意見等を十分に反映させることを条件として、従来から採用している設計・施工分離発注方式にて行うことを基本とする。

このため、設計者の発注では、これらの基本的な考えを踏まえることが可能な「プロポーザル方式」を採用する。また、施工者選定方式については、施工能力を確保することを前提に、今後、検討していく。

なお、本事業のプロポーザルでは、発注者側の意図に柔軟に対応することが可能で、区民の意見等を十分に反映させるための区民協働の考えを取り入れた対応の提案を重視するとともに、施工面の難易度が高いことも考慮して、施工計画や工程計画等の対応能力・方策も重点評価項目とし、透明性、公開性に配慮したプロポーザルの企画検討を行なうこととする。

3.2. 財政計画

(1) 概算事業費

本庁舎等の配置や形状、規模により、事業費は大きく変動することになる。本検討段階では、第6章で示した本庁舎の規模53,000㎡、区民会館3,100㎡、駐車場12,500㎡をもとに、本庁舎等の概算事業費を算定することとする。また、配置や形状については、設計段階で確定することになるが、現段階では、第7章で示した配置イメージ案を参考に算定することとする。

各配置イメージ案における概算事業費は、約401億円～419億円と算定されるが、

延床面積や地上・地下の面積比率を同じ条件としているため、それぞれの金額の差は、工期や仮設庁舎によるものとなっている。

仮設庁舎の活用や、世田谷総合支所の移転など、今後、状況が変わる可能性はあるが、現段階では、仮設庁舎の適地を見出せていないため、仮設庁舎の活用を前提としないものの中で最も概算事業費が高い約410億円に基づき、財政計画を立てることとする。

なお、今後、工期の短縮を図るため仮設庁舎が必要になる場合、既存の公共施設等の活用も図り、本庁舎等整備事業費の縮減に努める。

~~本庁舎等の配置や形状、規模等により、事業費も大きく変わってくるため、現段階では、平成27年9月に示した配置案の中で、最も事業費が高くなる案に基づき施設規模を45,000㎡とする仮定のもとに算定すると以下のとおりとなる。~~

項目	金額（億円）
建設工事費	<u>385</u> 386
解体工事費	<u>15</u> 10
移転・引越費	<u>3</u> 4
調査・設計費（基本設計、実施設計、工事監理費等）	8
合計	<u>410</u> 408

建設単価については、平成28年時点においては、物価の変動がほとんど生じていないため、他自治体の新庁舎及びホール建設事例を参考に、平成27年4月1日時点での単価で算定した。また、消費税については、増税が予定されていることを踏まえ、10%で算定している。

基本構想段階での事業費であるため、建物仕様、外構計画など、不確定要素が多い中での概算として算定している。

~~建設単価については、他自治体の新庁舎及びホール建設事例を参考に、平成27年4月1日時点の物価で算定した。また、消費税については、増税が予定されていることを踏まえ、10%で算定している。~~

~~なお、基本構想段階での事業費は、建物仕様、外構計画など、不確定要素が多い中での概算として算定している。~~

~~現段階では、平成27年9月4日の地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会にて報告した、「本庁舎等整備基本構想（素案）の検討状況について」の参考資料「配置パターン比較表」における、第1庁舎及び低層棟を保存改修する案に基づき算定した。~~

(2) 整備にあたっての財源の考え方

本庁舎等整備については、多額の財政負担を伴う事業であり、整備にあたっては、財政負担の平準化のため、基金や起債の活用が不可欠である。

庁舎等建設等基金については、27年度の補正予算にて総額約59億円の積み立てにより、残高が約150億円となる見込みであるが、今後の梅ヶ丘拠点整備や玉川総合支所の改築（約50億円活用予定）において、その一部の活用を見込んでいる。それら大型事業へ適切に対応していくためには、さらなる残高の確保が必要であり、28年度当初予算では10億円を積み立て、本庁舎等整備開始年度までの各年度において、一定額の積み立

てをしなければならない。

起債については、財政負担の平準化及び世代間負担の公平化を図る上で有効な手段であるが、後年度負担が過度なものとならないよう留意する必要がある。基金と起債をバランスよく活用することで、一般財源の負担を軽減する財政計画を組み立てていく必要があり、今後、事業手法と事業費の確定にあわせて、さらに精査していく。

また、例えば先導的な環境対策を行う場合等に給付される国庫補助金をはじめとした各種補助金など、活用可能な財源がないか引き続き研究するとともに、本庁舎等におけるレストラン、売店、駐車場など、民間のノウハウを活用することが可能な施設等については、さらなる区民サービスの向上を図るとともに、税外収入など区の収入確保が可能な仕組みについても検討していく。

~~本庁舎等整備については、多額の財政負担を伴う事業であり、整備にあたっては、財政負担の平準化のため、基金や起債の活用が不可欠である。~~

~~庁舎等建設等基金については、27年度の補正予算にて総額約59億円の積み立てにより、残高が約150億円となる見込みであるが、今後の梅ヶ丘拠点整備や玉川総合支所の改築において、その一部の活用を見込んでいる。それらの大型事業への対応を適切に行うためには、さらなる残高の確保が必要であり、28年度当初予算からの積み立てに加え、本庁舎等整備開始年度までの各年度において、一定額の積み立てを予定している。~~

~~起債については、世代間負担の平準化を図る上で有効な手段であるが、後年度負担が過度なものとならないよう留意する必要がある。基金と起債をバランスよく活用することで、一般財源の負担を軽減する財政計画を組み立てていく必要があり、今後、事業手法と事業費の確定にあわせて、さらに精査していく。~~

~~また、国庫補助金をはじめとした各種補助金など、活用可能な財源がないか引き続き研究するとともに、新庁舎におけるレストラン、売店、駐車場など、民間のノウハウを活用することが可能な施設等については、さらなる区民サービスの向上を図るとともに、税外収入など区の収入確保が可能な仕組みについても検討していく。~~

《財源内訳（想定）》

項目	金額（億円）
各種補助金等	未定
庁舎等建設等基金	210
起債	148
一般財源	5250
合計	410408

起債には、別途利子が上乘せされる。また、民間資金の活用になるため、借入制度（5年・10年満期一括償還または定時償還）を十分活用していく。

(3) 資金計画

(単位：億円)

	設計	工事	工事期間単年度	計
	H29～H31	H32～H39		
事業費	6	<u>404</u> -402	(約 <u>58</u> -50)	<u>410</u> -408
(内訳)				
基金	0	210	(約 <u>30</u> -26)	210
起債	0	148	(約 <u>21</u> -18)	148
一般財源	6	<u>46</u> -44	(約 <u>7</u> -6)	<u>52</u> -50

平成28年6月現在の民間資金(5年満期一括償還)の利率(年0.1%)を、当初借入時から借換をおこなって最長30年間適用した場合の利子の総支払い額は、約2億7,000万円となる。

ただし、利率は借入(または借換)時の利率を適用するので、実際の利子の総支払い額も変動する。

4.3. 事業スケジュール

本庁舎等の配置や形状、事業手法、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへのインフラ整備をはじめとする社会・経済状況の変化等による影響も考えられるが、現段階では、2020年度(平成32年度)に着工できるよう取り組んでいく。なお、民間の技術も活用しながら、なるべく工期が短くなるよう様々な手法を検討していく。

《想定スケジュール》



5.4. 今後の進め方

(1) 基本構想の策定

本報告書を踏まえ、区として基本構想（素案）を策定し、区民説明会やパブリックコメントなどにより、区民の方々の意見を聴取し、基本構想を策定していく。

(2) 設計者の選定

設計者はプロポーザルにより選定するが、選定にあたって以下の点に留意する。

総合的評価

災害対策や環境性能などの求められる機能・規模、事業費の抑制、工期の短縮、現庁舎等の空間特質の継承などに対する提案を総合的に評価する。

施工計画・工程計画を踏まえた技術力

本事業は、多角的で高次の諸要求が織り込まれた基本構想を具体化すべく行う難易度の高い工事となるため、設計者選定にあたっては、施工計画や工程計画の対応能力・方策についても評価項目としていく。また、その提案の実現性などを評価できる体制を構築する。

建物と広場の関係

本庁舎等の整備にあたっては、広場も含め、周辺のネットワークと連たんした風景や生態系としての視点を持って計画する必要があることから、建物だけではなく、広場空間などのランドスケープについての能力を持つ設計者、あるいはそうした能力のある者と連携できる設計者を選定できるよう工夫していく。

災害時の計画

本庁舎等は何時でも揺るぎない防災拠点（災害対応指令基地）として機能するよう、工事期間中に大規模災害が発生する可能性も想定した工期・工程を計画していく。また、広場を含め、平常時と災害時のそれぞれで、誰がどのように利用するのかを意識した計画としていく。

区民意見への柔軟な対応と選定の公開性

区民の意見等を十分に反映させるための区民協働の考えを取り入れた対応の提案を重視するとともに、選定過程に区民も参加できるよう工夫していく。

(34) 区民参加

本庁舎等は区民共有の財産であることから、本庁舎等の整備のプロセスそのものが区民の参加と協働によるものとなるよう、工夫を重ねていく。

まずは、本検討素材に基づき区民参加による検討委員会における議論を経たうえで、基本構想（素案）を策定し、その後、地域住民との意見交換会、パブリックコメントなどにより、区民の方々の意見を聴取し、基本構想を策定していく。

基本構想、設計者選定、基本設計、実施設計、工事、そして利用が始まってからも、すべての段階での区民参加、さらに将来を利用する子ども参加を含めて進めていく。基

本構想以降についても、それぞれの段階で、様々な手法で、幅広く区民の方々の意見を聴きながら進めていく。

(24) 総事業費について

3.2. 財政計画で仮に示した事業費は、あくまでこれまでの検討過程で最も事業費が高くなる案をもとに試算した概算事業費である。

緩やかな景気回復基調の中で、平成28年度の予算編成においては、歳入増を見込んだところだが、現在の世界経済の動向や国の税制改正の動きなどを踏まえると、区財政の先行きは決して楽観できる状況にはない。本庁舎整備は、多額の財政負担を伴う事業であり、区の将来の財政運営への影響を見据え、総事業費に最も大きな影響を与える本庁舎等の規模や工期などについて十分な検討を行い、総事業費の抑制に努める必要がある。

(5) 工事中の安全性の確保と周辺環境への配慮

長期にわたる工事となるため、なるべく工期を短くするよう様々な手法を検討していくとともに、工事は安全を最優先として、騒音、振動、塵埃等に最大限配慮した計画、工法とする。

また、本庁舎敷地周辺は住宅地であり、整備後の建物規模が現状よりも大きくなることから、建物高さや日影の影響、圧迫感、さらには施設に起因する風害、光害、騒音・振動、電波障害等の極力の防止を図るよう、周辺環境に十分配慮した計画としていく。

資料編

【資料 1】	
本庁舎等整備検討の主な経緯	56
【資料 2】	
区民及び有識者からの意見聴取に関する主な取り組み	57
【資料 3】	
検討委員会の開催概要	63
【資料 4】	
現庁舎等の概要	68
【資料 5】	
敷地条件等	70
【資料 6】	
本庁舎等の規模	73
【資料 7】	
本庁舎等の配置と構成	79
【資料 8】	
概算事業費	84

資料1 本庁舎等整備検討の主な経緯

平成 16～19 年度	
● 平成 16 年度から 19 年度にわたり庁舎整備に関する基礎的な調査研究を実施	
● 平成 20 年 1 月 23 日	区のおしらせ「災害に強い公共施設づくり特集号」を発行
平成 20 年度	
● 5 月	「世田谷区役所庁舎問題報告会」を出張所等地区別 27 か所を実施。延べ参加人数 361 名
● 6 月～7 月	「世田谷区役所庁舎問題に係る意識調査」を実施。対象者 597 名、回答者 478 名
● 9 月 6 日	区のおしらせ「庁舎問題特集号」を発行
● 11 月 13 日 ～3 月 12 日	世田谷区本庁舎等整備審議会第 1 回～第 5 回開催
平成 21 年度	
● 4 月 14 日 ～8 月 4 日	世田谷区本庁舎等整備審議会第 6 回～第 10 回開催
● 8 月 13 日	世田谷区本庁舎等整備審議会答申書を審議会から区長に提出
平成 22 年度	
● 4 月～	審議会答申から明らかな課題とこれに関連する諸課題の整理・検討として、窓口等のあり方に関する整理・検討を行うとともに、本庁舎等の敷地に関する整理・検討を行う。
平成 13 年～平成 23 年	
● 区議会において、地方分権・庁舎問題等対策特別委員会が設置され、庁舎問題について議論	
平成 23 年度	
● 7 月 1 日	世田谷区本庁舎等災害対策本部機能強化検討委員会（庁内検討 PT）を設置
● 2 月 27 日	検討委員会の結果報告として、本庁舎等の災害時の機能継続性に関する調査結果及び応急整備計画案など全体の検討結果を区議会企画総務常任委員会へ報告
平成 24 年度	
● 4 月 1 日	総務課に庁舎計画担当係長を設置、庁舎計画担当部を廃止
● 8 月～3 月	本庁舎等災害対策本部機能強化工事 （災害対策本部長室等機能の第一庁舎から第三庁舎への移転、給排水設備の充実等）
平成 25 年度	
● 5 月 31 日 ～8 月 21 日	本庁舎等整備計画 PT 第 1 回～第 3 回開催。本庁舎の場所等について検討
● 9 月 1 日	総務部に庁舎計画担当課を設置
● 10 月 28 日 ～12 月 27 日	庁舎計画推進委員会検討部会（有識者アドバイザー会議）第 1 回～第 3 回開催
● 11 月 30 日	本庁舎整備に係る区民ワークショップ開催
● 2 月 10 日	本庁舎等整備方針（案）を地方分権・地域行政制度対策等特別委員会へ報告
● 3 月 31 日	本庁舎等整備方針策定
平成 26 年度	
● 5 月 29 日	本庁舎等整備シンポジウムを実施。参加人数 94 名。
● 2 月 9 日	本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）(案)を地方分権・地域行政制度対策等特別委員会へ報告
● 2 月 14 日	本庁舎等整備報告会を実施。参加人数 178 名。
● 3 月 31 日	本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）策定
平成 27 年度	
● 6 月	本庁舎等整備検討に係る有識者からの意見聴取
● 9 月 4 日	本庁舎等整備基本構想（素案）の検討状況を地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会へ報告
● 10 月 27 日 ～12 月	庁舎計画推進委員会作業部会において、具体的な機能面について検討。
● 2 月	本庁舎等整備（検討素材）として論点整理。
平成 28 年度	
● 4 月～7 月	本庁舎等整備基本構想検討委員会

資料2 区民及び有識者からの意見聴取に関する主な取組み

有識者アドバイザー会議

《開催経過》

回数 (開催日)	内 容
第1回 (平成25年10月28日)	〔テーマ〕「本庁舎に求められる機能と本庁舎整備」 〔意見聴取項目〕「本庁舎に求められる機能(災害対策)」 ・東日本大震災を踏まえた災害対策本部機能等
第2回 (平成25年11月18日)	〔テーマ〕「本庁舎に求められる機能と本庁舎整備」 〔意見聴取項目〕「本庁舎に求められる機能(環境対策)」 「本庁舎に求められる機能(区民サービス)」
第3回 (平成25年12月27日)	〔テーマ〕「本庁舎に求められる機能と本庁舎整備」 〔意見聴取項目〕「本庁舎に求められる機能(災害対策)等」 「世田谷らしい本庁舎について」

《有識者アドバイザー名簿》

氏 名	経 歴 等
アオヤマ ヤスシ 青山 侑	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 元東京都副知事
アベ シンタ 阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授 世田谷区都市計画審議会委員
サイトウ ケイコ 齋藤 啓子	武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科教授 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会委員
スミヨシ ヨウジ 住吉 洋二	東京都市大学工学部建築学科教授 世田谷区建築審査会委員
ノザワ マサミツ 野沢 正光	武蔵野美術大学客員教授 野沢正光建築工房代表

《概要》

有識者アドバイザーの方々から、主に以下のような意見(アドバイス)をいただきました。

求められる機能(災害対策)について

現状の第3庁舎の図面を見る限り、政令市規模の世田谷区の災害対策の中核管理機能を果たせるとは思えない。建設・電力・ガソリン・廃棄物事業者など、民間事業者が機能しないと、役に立たない。その人たちやプレスを集める場所が必要。

災害対策については、3・11や今回の大島の例を考えると、世田谷区の本庁の危機管理機能を区民は答申よりもっと強く求めていると思う。

日常の区民サービスでも、災害時でも、本庁舎は大規模自治体の中核管理機能を担うことが大切。

現在の本庁舎の立地は災害時に自衛隊や重機が集まる場所として考えたときに、災害時の拠点として適していないと思った。環八などの大きな道路に面した支所がそのような機能を担うべき。4万平米のどこかを支所が担うべき。

求められる機能（環境対策）について

敷地全体の中で、オープンスペース、緑、建物をどう配置するのかというランドデザインの視点での検討が必要であり、その中で、環境負荷軽減という方向を目指していくべきである。

敷地周辺のオープンスペースとの関連性を考えるべきである。

広場機能をきちっとつくっていくべきであり、この規模でいいか考えていくべきである。

庁舎の場所を鳥の眼から見ると連続した緑の中であって、大きな敷地面積の中で果たすエコロジカルな役割を考えるべきである。

ライフサイクルCO₂を考えると、既存建物の撤去という膨大なCO₂発生をCASBEE（建築物総合環境性能評価システム）の判定に取り込まなければならない。

求められる機能（サイン、ユニバーサルデザイン対策）について

サインシステムについては、組織上の連続性の中で考えなければならない。駅や最寄りの交通機関からの動線の連続性も大事だと思う。また、組織の改変は必ず生じるので、変化に対してフレキシブルに対応するべき。

災害の面からも、さらに、オリンピック、パラリンピックを控え、これまで以上にユニバーサルデザインが重要となる。

非常時のユニバーサルデザインや、パラリンピックで障害者等が集団で来庁した時のことなども研究するべき。

ユニバーサルデザインについては、マニュアルはできていて、あとは、具体的にどのように計画していくかということだ。

庁舎の上下階の移動はバリアになる。それに対して水平移動はわかりやすい誘導さえあれば、比較的行きやすい。

市役所の高層化によりオフィスビル化された庁舎は、ワンストップサービス窓口が入口付近に整備されていて、バリアフリー化されているように見えるが、職員同士が各階で何をやっているのかわからず、市民サービスがうまくいっていないという状況がある。

求められる機能（区民サービス）について

区民サービスの視点からすれば、ここに存在している建物は一体化するか、又は、連続しているべきである。

区民サービスとしては分かりやすさが大切。どこに行っても区民にとって同じ動きであること、人の動きの基本的骨格が明確になっていることが大事である。

災害時は、ここは現地本部機能になると思うが、区民の交流拠点としての機能も大切。新しい区役所には、交流拠点としてのイメージ性、象徴性が必須。

答申の中に、エントランスを区民利用スペースとするというような記載があるが、区役所全体が区民利用スペースである必要がある。

区民サービスの中の、人が集まる機能には色々な集まり方があり、集まるための場のデザインを検討していくと、世田谷らしくなっていくのではないか。

本庁舎、総合支所、出張所、まちづくりセンターなど、地域行政のあり方の中で、本庁の機能を検討していく必要がある。

答申では、地域行政制度は現状を前提としているが、今後、本庁から総合支所へ自治権を委ねていくことになると思う。そうなったら、本庁はスリムでよいという話になるかということ、そうではない。むしろ、世田谷区としての意思統一等、今まで以上の

本庁の機能が必要になる。

整備の考え方について

本庁舎の整備は、構造、機能（区民ニーズ、ボリューム等）、区民がどの程度本庁舎に愛着を持っているか（有名建築家の建築物に対する考え等）の三点くらいが大きなポイントとなる。

耐震性の問題もあるが、機能が古い。現在、都心の建物が崩されているのは、物理的というより、機能的に老朽化しているためである。

機能を考え、仮に現庁舎を残し、新庁舎を別に作った場合、残した庁舎を何に使うかが問題となる。結局壊すという話になっているところが多い。

ボリュームの問題で、一部残すということはあるのか？一部残して、高層建築を後ろに造って、それで調整するということが結構あるが、世田谷区はそんなに高層建築をつくれる場所ではないはず。

デザインのどこを残すのか、あるいはどこを継承するのか。実際の建物の一部を残すのではなく、デザイン性で継承する方法もある。

世田谷区役所には区民会館があったというのが特徴。10～30人のホールとか小さなギャラリーとか、区民が利用できるイメージは大事にしないといけない。

今あるものを残していくだけでなく、要素やエキスをうまく使いながら、歴史性・地域性をいかに継承していくかが大切である。

本庁舎の機能のうち、象徴性をどう考えるか議論していくべき。歴史や文化、地域特性というのが考えられるが、特に地域特性としては自然や景観というものが大事。

この建物の良さを評価すべきである。すべて残すということではなく、空間や要素を残すということもある。報告書にあるように、機能がダメだから建替えたいという理由づけでは、区民の理解を得るのは難しい。

報告書に載っている求められる機能は、最低限やらないといけないこと。それとは別に、どういうところに特徴を持たせるかという議論をしないといけない。この二つをどうやってうまく調整していくかが大事だ。

行政も区民もいいと思っても、一方で敷地条件でうまく残せないのも、こういう空間構成をやりましょうとなっていく。こういう魅力がある、でも、こういうボリュームが必要です、というのをどう解いていくか。そうすると面白いものができてくる。

調査報告書が出た後に、サステナブルソサエティー（持続可能な社会）という考え方が提唱され、世の中の考え方が変わった。

皆様がここで働いていて不満があるのは分かるが、この庁舎をどうやってリスペクトしながら継続させていくかを考えるべきだと思う。

古いところを尊重しながら全く新しい機能を入れていくというヨーロッパの建築家たちがやっているような仕事を、日本の建築家はやることになる。そのためには、たぶんコンペだろうと思う。

50年前の区長の想いを受け、前川國男が行政サービスの拠点である庁舎と、区民が集まる区民会館と広場を配置した。当時の区長の想いを活かしてほしい。

東京文化会館は前川建築で、世田谷区民会館とほぼ同時期にできているが、改修をしてきれいに維持されているため、壊すという考えはおきない。世田谷区民会館は応急処置しかしていないので、東京文化会館とはメンテナンスの差だ。

敷地を貫いている道路をなくし、将来的に一体的な場所として、敷地が連続する方向で考えていくべき。

区民との関わりについて

構造とか規模とか機能の問題は誰でも納得してくれる。建替えなければならないという話になる。ただ、その後に、区民がどう思っているか、どう関わってくるかをちゃ

んと説明しないと、単純に建替えは進まないような気がする。
入り口の段階から区民が参加をすれば、後から反対という話にはならない。
建替えについて、全部か一部かを考える上で、環境共生やユニバーサルの視点は欠かせないが、そこに、区民・職員がどのように参画していくかが大切。
この議論を自発の市民とやる場を設けるべき。すべてを委ねるというわけではなく、何か一つは委ねていく。もう一つは議会の意見も聞くべきだと思うが、開かれた場で、区民と相談しながら進めていただきたい。立川市では、市民・議会・行政からなる3ユーザー会議で、検討した。
新築というのは、一般的には区民には抵抗があると思う。ソウル市のように、新築する時に、組織や意思決定機構、区民サービスなど抜本的に変革する必要があると思う。

本庁舎整備に係る区民ワークショップ

開催日時：平成 25 年 11 月 30 日

テーマ：本庁舎に必要な機能（区民サービス、災害対策、環境対策など）

参加者：満 18 歳以上の区民を対象として無作為抽出された 1,347 人に募集案内を送付し、当日は 23 人の区民が参加した。

主な意見等、実施結果については、本庁舎等整備方針（平成 26 年 3 月策定）参照

本庁舎等整備シンポジウム

開催日時：平成 26 年 5 月 29 日

テーマ：世田谷区本庁舎等整備方針とこれからの本庁舎のあり方について

パネリスト：青山 侖（明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授）

阿部伸太（東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授）

齋藤啓子（武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科教授）

野沢正光（武蔵野美術大学客員教授）

保坂展人（世田谷区長）

参加人数：94 名

主な意見等については、本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）（平成 27 年 3 月策定）参照

本庁舎等整備報告会

開催日時：平成 27 年 2 月 14 日

内容：・涌井雅之（東京都市大学教授）による基調講演

・本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）（案）について説明

・意見交換

参加人数：178 名

主な意見等については、本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）（平成 27 年 3 月策定）参照

本庁舎等整備検討に係る有識者からの意見聴取

開催日時：第1回 平成27年6月1日

第2回 平成27年6月23日

有識者：卯月盛夫（早稲田大学社会科学部教授）

小林正美（明治大学理工学部建築学科教授）

涌井雅之（東京都市大学環境学部教授）

第1回 平成27年6月1日

<主な意見>

面積について

- ・本庁舎改築を契機に大胆な地域行政の推進を図り、本庁をスリム化すべき。
- ・今後、窓口の相談が濃密になり、プライバシーの関係で、囲われたスペースが必要になり、面積も増えてくるのではないかと。
- ・現在の本庁舎の職員一人あたりの面積が14㎡、整備後の本庁舎を45,000㎡とすると一人当たり23㎡（23区平均は28㎡）とのことだが、まだ狭い感じがする。

整備手法（一部改築または全部改築）等について

- ・庁舎を建てた時の前川氏の想いを再確認したい。
- ・バスターミナルからケヤキ並木と水路のアプローチを経てピロティから中庭に至る空間とそれを囲む第1庁舎と区民会館の壁面構成と高さの関係が魅力的。これが「最も保存すべき記憶の風景」。
- ・第1庁舎と区民会館とそれらをつなぐピロティが中庭を囲む景観が特徴的。真ん中のスペースは大切。
- ・第1庁舎、区民会館、低層棟は残すべき。
- ・第1庁舎1階のホールは残すべき。
- ・区民会館のファサードも広場のモニュメントにしてはどうか。
- ・ファサードを残すのは違和感がある。
- ・東側敷地は、建物の高さや配置を大きく変えずに内部と壁面の改修のみで対応すべき。景観を継承するには、建物の配置や高さを変えないことが大切だ。
- ・区民会館の跡に9階を建てたら、南側の民家に圧迫感を与え、広場への日差しも暗くなる。

検討の進め方について

- ・複数案を説明し、区民参加で議論すべき。区は、それぞれの案のいいところを加味して案を修正して決定すればいい。
- ・基本構想策定時に区民との合意形成、建築家団体等への説明責任を果たしておく必要がある。
- ・区民や建築家団体等への説明は重要な手続きであるため、全体スケジュールを明確にした上で、慎重に行うべき。
- ・今回の設計は保存改修という大変難しい業務になる可能性があり、区民参加も必要なので、設計者選定手法として立川市で行った「2段階プロポーザル方式」が望ましい。

その他

- ・庁舎に求められるのは以下の3点。 防災機能、 区民のコミュニティの中核、 庁舎の文化的側面としてのファサードのデザイン。

第2回 平成27年6月23日

<主な意見>

整備手法（一部改築又は全部改築）等について

- ・庁舎を建てた時の考え方も大切だが、未来に向けてどうするかということも大切。
- ・「記憶の継承」が大切だと思う。材料など必ずしも残すことではない。抽象的でよいと思う。
- ・区本庁舎だけでなく、周辺も一緒に考えるべき。松陰神社の商店街、ボロ市などトータルで考えていくことが必要。周辺も入れたコンセプトを継承するべき。
- ・第1庁舎の1階のロビーと内階段を残して、外観を現在と似たものとし、全面改築でいいのでは。
- ・区民会館は、継承していくという考えもあるのではないか。
- ・国際文化会館は、ボロボロで壊すという状況になっていたが、リノベーションして10年経つ。耐震補強して、地下にホールも作った。
- ・区民会館は、今と同規模で、多目的だが、バックヤードの充実が必要。
- ・等々力競技場のリノベーションで、客席の幅を広げたら、7割くらいになった。区民会館もリノベーションではきびしいかもしれない。
- ・高知市役所は改築にあたって、小中高生の子ども達とワークショップをやり、市長室の丸テーブルなどを保存し、使うことにした。
- ・世田谷通りから国土館までの都市計画道路の整備と、あわせて整備していければいい。

検討の進め方について

- ・「基本構想案」の内容に、設計者選定の方法と基本設計、実施設計のスケジュールを書き込むべき。
- ・「基本構想（中間まとめ）」の内容は、ハードに偏り過ぎである。一般的にはもっとソフトの内容の書き込みが多いので、「整備方針（26年3月策定）」の内容を加えて、安全安心、さらに夢を持てるような内容にするべき。
- ・今まで見た「基本構想」では配置案を出すケースはなかった。案を絞る必要も配置案を出す必要もないと思う。
- ・設計者選定は8～9ヶ月かかる。区民も入れて、区民にも公開で、案を選ぶほうがいい。区が、10パターンのような案を出すと、設計のときに、その案にとられるので、今回は、言葉の表現だけにしたほうがいい。
- ・「基本構想」では、整備手法案を文章で書き、イメージ図や総事業費も載せ、住民参加についても記載していくべき。

その他

- ・職員にとっては、スペースが狭いということが切実だと思う。
- ・高層化の流れもあるが、世田谷は世田谷らしくしていくべきだ。

資料3 検討委員会の開催概要

1. 開催経過(再掲)

回数	開催日時 場所	検討テーマ
第1回	平成28年4月9日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・本庁舎整備の理念(検討素材第2章) ・本庁舎整備の基本的方針(検討素材第3章)
第2回	平成28年4月23日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・個別機能(整備課題)ごとの整備方針(案) 《検討素材第4章》 検討委員会開始前に庁舎見学会を実施した
第3回	平成28年5月14日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・世田谷区民会館(検討素材第5章) ・本庁舎等の規模(検討素材第6章)
第4回	平成28年6月4日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・本庁舎等の配置と形状(高さ等)
第5回	平成28年6月25日(土) 13:00～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・事業計画(検討素材第7章) ・検討委員会中間まとめの検討
報告会	平成28年7月13日(水) 18:30～21:30 世田谷区民会館集会室	区民に対して、検討委員会における検討状況の報告、グループワークの実施
第6回	平成28年7月23日(土) 13:30～16:30 区役所第2庁舎4階区議会大会議室	・報告書(最終版)の検討

2. 委員名簿

【学識経験者】

分野	氏名	経歴等
環境	アベ シンタ 阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授 世田谷区都市計画審議会委員 元世田谷区本庁舎等整備有識者アドバイザー
行政経営	ウシヤマ クニヒコ 牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授 元世田谷区政策検証委員会委員 元世田谷区係長昇任時研修講師
市民参加	ウツキ モリオ 卯月 盛夫	早稲田大学社会科学部教授 世田谷区まちづくりセンター初代所長 元立川市設計者選定委員会委員
災害対策	オサラギ トシヒロ 大佛 俊泰	東京工業大学環境・社会理工学院建築学系教授 世田谷区防災塾講師
行政経営 環境	コバヤシ ヒカル 小林 光	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 元環境事務次官 第11期(現)世田谷区環境審議会会長
ユニバーサルデザイン	サイトウ ケイコ 齋藤 啓子	武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科教授 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会委員 元世田谷区本庁舎等整備有識者アドバイザー
建築	タカタニ トキヒコ 高谷 時彦	東北公益文科大学大学院特任教授 元世田谷区風景条例策定検討会委員

【区民】

選出枠	氏名
無作為抽出	イケタニ アキラ 池谷 暁
無作為抽出	イワハシ マサハル 岩橋 正治
無作為抽出	イワブチ ヨシノブ 岩淵 義信
無作為抽出	オオノ ハルコ 多 晴子
無作為抽出	カツモリ トモコ 勝守 朋子
公募	カン オ ノブヨシ 官尾 宣佳
公募	クロキ ミノル 黒木 実
無作為抽出	コスギ マサヨ 小杉 雅代
無作為抽出	サトウ コウイチ 佐藤 孝一
無作為抽出	サトウ ヨウコ 佐藤 陽子
公募	ミタ チヨコ 三田 千代子
公募	ヤマザキ セツヤ 山崎 節彌
公募	ヤマザキ ヒロミ 山崎 廣美

3. 主な意見

検討素材及び区の示した考え方等について、以下のような意見が出された。

章は検討素材におけるもの

第2章．本庁舎整備の理念について

基本理念に、世田谷区基本計画の方針の一部が反映されていない
区民サービス、災害対応など、フレキシブルな庁舎が必要である
経済的な視点が入っていない。区民への負担についてもう少し視点を置いた議論が必要
である

第3章．本庁舎整備の基本的方針（案）について

広場などの重要性について記載すべき
職員の働き方の改革も必要ではないか
高い環境保全性能の実現を、建替えの目的として位置づけていただきたい
本庁舎等の配置と形状に関するコンセプトについては、基本的方針に書くべきなのか。
具体的な議論を踏まえ、整理が必要である

第4章．個別機能（整備課題）ごとの整備方針（案）について

全体的に「検討する」という表現が多いため、それぞれ判断し、修正していく必要がある

【基本的方針1】区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎について

三層構造を踏まえた本庁舎に求められる区民交流、区民との協働とは何かを明確にすべき
その他、具体的に機能についての意見が出された

【基本的方針2】区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎について

孤立した要塞とならないよう、本庁舎周辺を視野に入れた整備が必要
庁舎は何時もゆるぎない司令塔であることから、工事期間中の災害発生を意識した検討
が必要
平常時と発災時の図面を2種類書くくらいのイメージで議論すべき
3日間は初動期の目安としては良いが、もう少し対応すべき
三層構造を踏まえ、総合支所、出張所・まちづくりセンターとの連携強化などを書くべき
広場について、位置、誰が利用するか、規模やネットワークが重要である。また、時間
によって広場の使われ方が変わっていくというステージプランを意識すべき

【基本的方針3】すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎について

トイレや出入口、記帳台や待合い空間など、具体的な機能についての意見等が出された

【基本の方針4】機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎について

ITとの関連で、今後資料を減らしていく、減らした資料をどこで保管するかまで書けるとよい

来庁者や職員のための育児スペースについて、検討を要する

【基本の方針5】環境に配慮し環境負荷の少ない持続可能な庁舎について

CO2削減など、法令上は率先した対策が求められており、法令遵守で対応していただきたい

記載がハードに偏っているため、ごみ対策や文書の運用などのソフトの視点も必要。民間の取組み事例を踏まえていく必要がある

CO2削減、CASBEEの達成、省エネルギーなど、具体性を高めるべき

建物を壊した場合のCO2なども考慮し、みどりのネットワークに復元するような考えも必要

第5章．世田谷区民会館について

ホールの目的、整備の目的を明確にすべき

区民会館も、区民自治と協働、交流の拠点ではないのか

リノベーションして使いやすくすべき

古いものを維持するとランニングコストが高くなる。お金の面に配慮すべき

バリアフリーについては改善してほしい

第6章．本庁舎等の規模について

今後、人口知能の活用が増えてくるため、区が示したとおり、職員数の増加を見込む必要はない

広場の面積について、触れるべきである

公用車が本当にどの程度必要なのか、これからなるべく自動車を使わない時代に入っていく中で、精査すべき

世田谷総合支所の移転については、結論を出すことは難しくても、十分検討すべき

本庁舎等の配置と形状（高さ等）について

敷地中央の道路について

道路廃止については、積極的に検討すべき

自転車歩行者専用道路にするなどにより、敷地を一体的にしようできる方法を検討すべき

建物について

高さは周辺の高さではなく、近隣住民の思いが大事

圧迫感軽減の工夫が必要

広場・緑地について

国土舘大学との連携が重要であり、平常時と発災時の役割を明確にすべき

広場と緑地は分けて考えるのではなく、一体的に考えるべき

発災時には、国土舘側、くぬぎ公園及び補助154側の双方に避難者が移動できる導線を確保する必要があり、その点を考慮した広場と庁舎等の配置を考えるべき

検討にあたって

既存の建物を残すことを想定して面積等を変更するなど、設計条件の選択肢を区民に委ねるべき

区民会館、第1庁舎は何らかの形で残していくべき

全面解体して新しい庁舎を建設することが最も効率的である

建築的価値を否定するわけではないが、住民のためのサービス、救援、支援の拠点として十分機能を発揮できるかという観点を入れながら議論すべき

区民の想いを書き込んで、次の設計者選定につなげたい

第7章．事業計画について

事業方式・設計者選定について

積極的にPFI事業方式を推進すべき

段取り、予算、効果を踏まえて検討をすべき

建物だけでなく、広場空間などの能力を持った事業者、また、そういう事業者と連携できる事業者であってほしい

区民参加を条件に、プロポーザルあるいはコンペを実施すべき

建替えのプロセスを大事にしてくれる事業者を選定すべき

財政計画について

起債の利子を含めたものが、全体の事業費ではないか

示された事業費以外に何がプラスされていくのか説明すべき

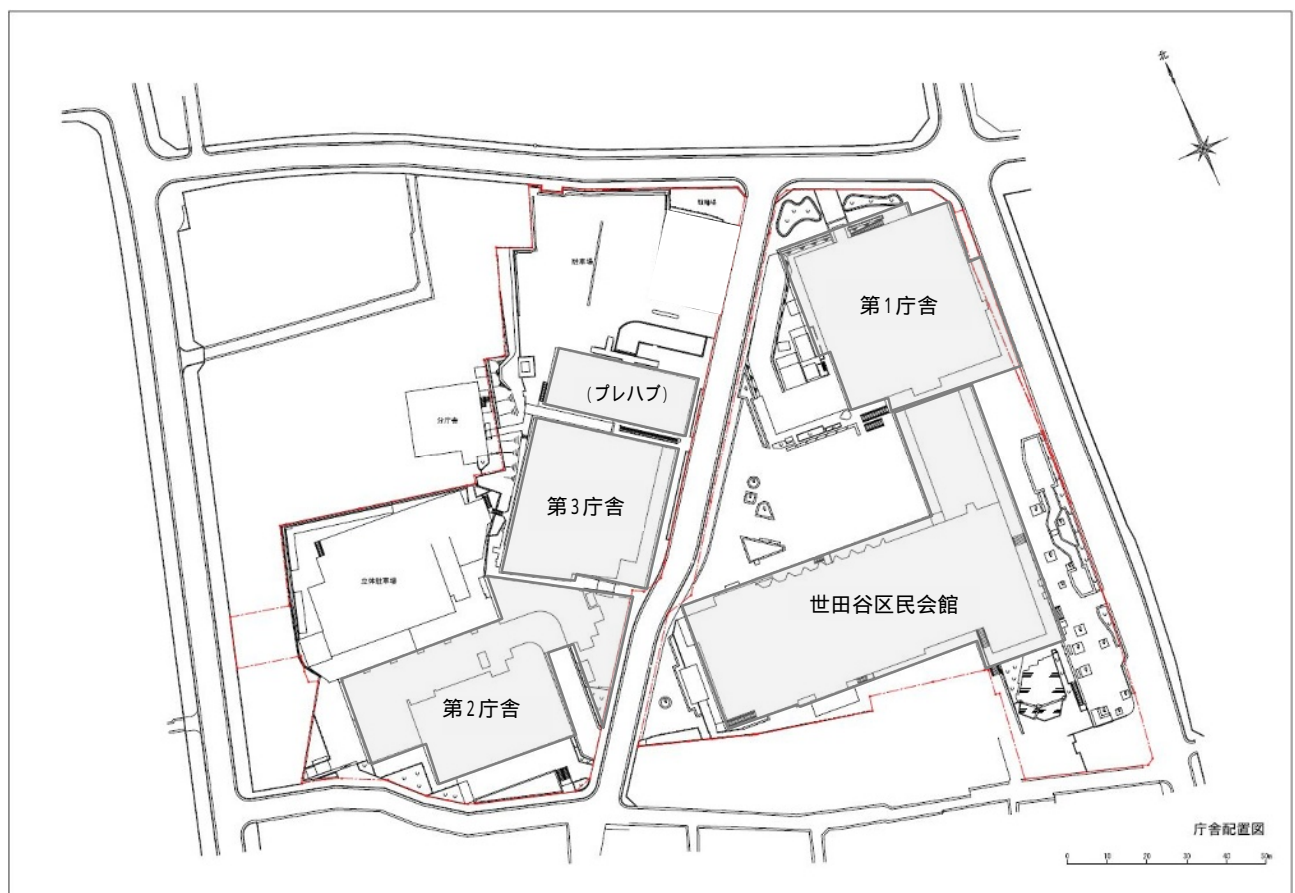
資料4 現庁舎等の概要

【本庁舎関連施設配置図】

東京日産太子堂ビル



【本庁舎敷地配置図】



【各庁舎等の概要】

建物名	所在地	建築概要							
		竣工年	築年数	敷地面積	建築面積	延べ面積	構造	階数	所有形態
第1庁舎	世田谷 4-21-27	昭和35年	55年	11,503㎡	1,964㎡	8,305㎡	鉄筋 コンクリート造	地下1階 地上5階	
第2庁舎	世田谷 4-22-35	昭和44年	46年	3,982㎡	1,985㎡	10,518㎡	鉄筋 コンクリート造	地下1階 地上5階	
第3庁舎	世田谷 4-22-33	平成4年	23年	2,445㎡	1,405㎡	3,844㎡	鉄骨造	地上3階	
第3庁舎 (プレハブ)	世田谷 4-22-33	平成9年	18年	906㎡	551㎡	1,076㎡	鉄骨造	地上2階	
分庁舎 (ノバビル)	世田谷 4-22-11	昭和63年	27年	571㎡	301㎡	900㎡	鉄骨造	地上3階	借上
城山分庁舎	世田谷 4-24-1	平成18年	9年	693㎡	458㎡	1,248㎡	鉄骨造	地上3階	
三軒茶屋 分庁舎	太子堂 2-16-7	昭和46年	44年	1,447㎡	1,162㎡	区使用部分 4,592㎡	鉄筋 コンクリート造	地下2階 地上5階	借上
世田谷 区民会館	世田谷 4-21-27	昭和34年	56年	第1庁舎 に含む	2,818㎡	5,333㎡	鉄筋 コンクリート造	地下1階 地上2階	
美松堂ビル	若林 4-31-7	昭和60年	30年	118㎡		区使用部分 171㎡	鉄骨造	地上4階	借上
事務センター	弦巻 2-23-1	平成元年	26年	1,496㎡		2,588㎡	鉄骨鉄筋 コンクリート造	地下1階 地上2階	
厚生会館	豪徳寺 2-28-3	昭和41年	49年	1,289㎡		2,205㎡	鉄筋 コンクリート造	地下1階 地上3階	
MK7-ビル	世田谷 1-11-18	平成2年	25年	520㎡	281㎡	1,380㎡	鉄筋 コンクリート造	地下1階 地上6階	借上
プレハブ会議室	世田谷 4-19-10	平成14年	13年	145㎡		162㎡	鉄骨造	地上2階	
東京日産太子 堂ビル	太子堂 3-25-9	平成2年	25年			373㎡	鉄筋 コンクリート造	地上4階	借上

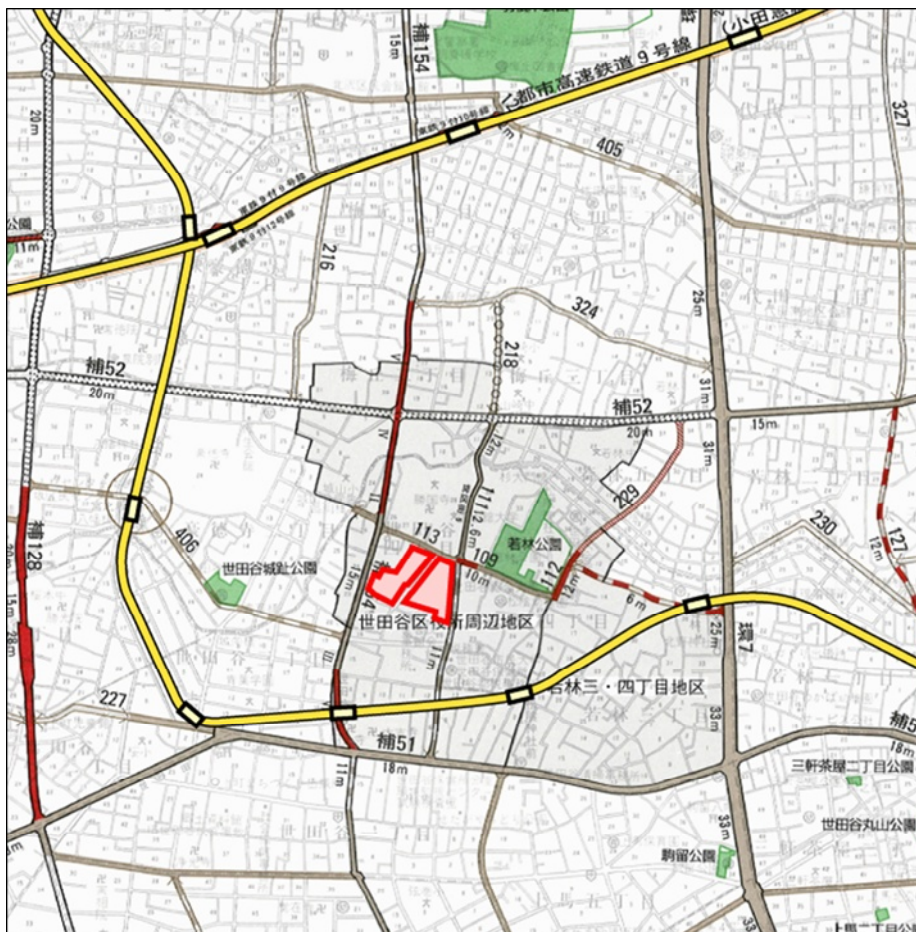
資料5 敷地条件等

1. 本庁舎の場所

本庁舎の場所は、これまでの歴史的経緯や他の公有地等の関係から、前述のとおり整備方針において、現在地とすることとしました。

なお、区役所西側の補助154号線も開通し、周辺の道路環境も改善されてきています。また、区は、平成16年1月に「世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画」を策定し、災害に強いまちづくりを進めています。さらに、東京都が進める「木密地域不燃化10年プロジェクト」として、補助52号線の整備や「不燃化特区制度」の活用により、一層の不燃化の促進に取り組むこととしています。

(周辺図)



(場所の特性)

- ・区の中心部に立地している
- ・北側は国士舘大学(広域避難場所に指定)に隣接
- ・緑豊かな若林公園や松陰神社が隣接
- ・世田谷税務署、都税事務所、世田谷図書館などの公共施設が集積している(28年度に世田谷合同庁舎竣工予定)
- ・最寄駅(松陰神社前駅)からは徒歩5分であり、路線バスも整備されており、アクセスは良好

2. 敷地条件

(1) 敷地の概要

敷地面積：21,707 m²（東側敷地：11,342 m²、西側敷地：10,365 m²）

用途地域等：第二種住居地域 準防火地域 第三種高度地区（45m）

建ぺい率・容積率：建ぺい率60%・容積率300%

日影規制：5時間・3時間 / H=4m

接道条件：東側（世区街5）：11m（注）

北側（主113）：10m（西側区間）、11m（東側区間）

西側（補助154号線）：15m

南側：東敷地南側 約4.5m、西敷地南側 8m

敷地中央区道：8m（北側区間）、10m（南側区間）

その他・地形等：・東側敷地は概ね平坦であるが、西側敷地の西から南西方向に向けては4m程度下がる形で高低差を有している。

・敷地が中央の区道により分断されている。

注：都市計画道路世区街5号の道路線形が、第1庁舎の東側のバルコニー（鉄筋コンクリート）と重なって設定されている。新庁舎建設時には、その部分までセットバックが必要となる。

(2) 法的条件

都市計画：「世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画」

区役所本庁敷地周辺には世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画が定められている（世田谷区都市計画決定）。地区計画の目標としては、「東京都の防災都市づくり推進計画<基本計画>で重点整備地域とされた本地区において、「逃げないですむ防災街づくり」を目指す。広域避難場所地区の文教的土地利用を積極的に誘導し、十分な安全性を確保する。また、避難場所周辺市街地の不燃化と避難路の整備を進め、道路及び建築物により、災害に強い市街地を形成していく。」ことが定められている。

区役所敷地は、この地区計画において、広域避難場所外周C地区に指定されており、土地利用に関する基本方針として、「広域避難場所への輻射熱を低減させ、かつ災害に強い市街地形成と良好な住宅地の保全、及び地区内避難路を確保する。また、用途地域の特性に応じた土地利用を誘導する。」ことが定められている。

また、災害時には避難路や延焼を防ぐ道路として、日常では安心して往来できる道路として、敷地中央の区道が地区防災施設6号、南側の道路が同7号に指定されている。

関係法令：本庁舎整備に関する法規・条例等の主なものを以下に示す。

法 令	条 例
<ul style="list-style-type: none"> • 都市計画法 • 建築基準法 • 消防法 • 駐車場法 • 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法) • エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネルギー法) • 景観法 • 都市緑地法 	<ul style="list-style-type: none"> • 東京都建築安全条例 • 東京都駐車場条例 • 東京都環境基本条例 • 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 • 東京都景観条例 • 世田谷区環境基本条例 • 世田谷区都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例 • 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 • 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例 • 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 • 世田谷区みどりの基本条例 • 世田谷区風景づくり条例
ほか	ほか

既存不適格について

現在の区役所本庁舎施設建築物においては、第1庁舎が国土舘大学敷地に対する日影規制に抵触しており、区民会館（ホール棟）が中央の区道を挟んで本庁舎西側敷地に対する日影規制に抵触している。これらの建物は日影規制が施行される前の建設であることから、「違法建築」ではないが「既存不適格」の状態とされ、建替えや増改築等を行う場合には、原則として不適格状態の解消が求められる。

資料6 本庁舎等の規模

1. 本庁舎へ集約する施設

本庁舎への集約

現在、本庁舎敷地外にある以下の本庁舎関連施設について、新庁舎へ集約する。

施設名	住所	所有形態	延床面積
ノバビル	世田谷 4-22-11	借上	900 m ²
城山分庁舎	世田谷 4-24-1	区	1,248 m ²
美松堂	若林 4-31-7	借上	区使用部分 171 m ²
プレハブ会議室	世田谷 4-19-10	区	162 m ²
東京日産太子堂ビル	太子堂 3-25-9	借上	373 m ²

本庁舎への一部集約

現在、本庁舎敷地外にある以下の本庁舎関連施設について、一部機能を集約する。

施設名	住所	所有形態	延床面積
三軒茶屋分庁舎 (御幸ビル)	太子堂 2-16-7	借上	区使用部分 4,592 m ²
厚生会館	豪徳寺 2-28-3	区	2,205 m ²
事務センター	弦巻 2-23-1	区	2,588 m ²

- ・三軒茶屋分庁舎については、産業政策部は本庁舎に集約することを想定するが、産業振興公社やその他機能については、引き続き検討を要する。
- ・厚生会館については、政策研究・調査課のみ本庁舎に集約し、研修担当課は引き続き研修会場と同じ建物に配置する。
- ・事務センター機能については、災害時のバックアップ機能を果たすための最低限のスペースのみ本庁舎内に確保する

本庁舎へ集約しない施設

施設名	住所	所有形態	延床面積
MKアースビル	世田谷 1-11-18	借上	1,380 m ²
船橋公文書庫	船橋 7-20-8	区	3,299 m ²

2. 職員数(平成 28 年 4 月 1 日現在)

施設名	正規 (再任用ヲタ仏含む)	再任用 (短時間のみ)	非常勤	計
第 1 庁舎	701	35	137	873
第 2 庁舎	668	46	248	962
第 3 庁舎	322	18	148	488
世田谷区民会館	42	0	2	44
分庁舎(ノバビル)	76	5	29	110
城山分庁舎	156	6	12	174
美松堂	5	0	1	6
プレハブ会議室	9	0	25	34
東京日産太子堂ビル	15	1	20	36
三軒茶屋分庁舎	46	1	16	63
厚生会館	14	0	1	15
事務センター	24	0	2	26
総計	2,078	112	641	2,831

《第 3 庁舎の内、世田谷総合支所の職員数》

世田谷総合支所	230	13	89	332
---------	-----	----	----	-----

3. 地方債基準による算定について

地方債基準により算定

室	基準	試算
a.事務室	特別職 5 名 × 25 × 4.5 m ² (一人あたり 112.5 m ²)	562.5 m ²
	部長級 34 名 × 12 × 4.5 m ² (一人あたり 54 m ²)	1,836 m ²
	課長級 103 名 × 5 × 4.5 m ² (一人あたり 22.5 m ²)	2,317.5 m ²
	係長級 566 名 × 2 × 4.5 m ² (一人あたり 9 m ²)	5,094 m ²
	一般 2,123 名 × 1 × 4.5 m ² (一人あたり 4.5 m ²)	9,553.5 m ²
	a 計	19,364 m ²
b.倉庫	a.事務室 × 13%	2,517 m ²
c.会議室等 会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他の諸室	職員数 × 7.0 m ²	19,817 m ²
d.玄関等 玄関、広間、廊下、階段、その他の通行部分	(a+b+c) × 40%	16,679 m ²
	合計	58,377 m ²

地方債基準を参考に実態を踏まえて算定

室	基準	試算
a.事務室	特別職 5 名 × <u>18</u> × 4.5 m ² (一人あたり <u>81</u> m ²)	405 m ²
	部長級 34 名 × <u>4</u> × 4.5 m ² (一人あたり <u>18</u> m ²)	612 m ²
	課長級 103 名 × <u>2.4</u> × 4.5 m ² (一人あたり <u>10.8</u> m ²)	1,112.4 m ²
	係長級 566 名 × <u>1.4</u> × 4.5 m ² (一人あたり <u>6.3</u> m ²)	3,565.8 m ²
	一般 2,123 名 × 1 × 4.5 m ² (一人あたり 4.5 m ²)	9,553.5 m ²
	a 計	15,249 m ²
b.倉庫	a.事務室 × 13%	1,982 m ²
c.会議室等 会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他の諸室	職員数 × 7.0 m ² × <u>10%削減</u>	17,835 m ²
d.玄関等 玄関、広間、廊下、階段、その他の通行部分	(a+b+c) × <u>35%</u>	12,273 m ²
	合計	<u>47,340</u> m ²

< 事務室 >

特別職については、現状と同様の 80 m²程度を想定する。

部長級は、現状の部長級のスペースの平均値である約 18 m²程度を想定する。

課長級は、現状の課長級のスペースの平均値である約 11 m²程度を想定する。

係長級は、現状の一般職員の机が 100cm で、係長級が 100cm の机 + 40cm の袖机なので、一般職員の 1.4 倍を想定する。

< 会議室等 >

事務効率化による 10%削減目指す。

< 玄関等 >

一般的な民間本社オフィスなどを参考に 35%へ。

4. 現状と計画との延床面積比較

	現状(m ²)	地方債基準(m ²)	計画(m ²)
行政機能	(1) 26,350	58,400	48,250
議会機能	2,650	(2) 3,400	3,400
区民機能	4,080	-	4,450

- 1 新庁舎へ集約する本庁舎関連施設の面積の合計から、議会機能の面積を除いたもの。
- 2 議会機能については、人口規模を鑑み、市町村の基準ではなく、政令指定都市の基準で、共用部分を35%とし算出した

5. 他区との比較(平成26年度23区本庁舎延床面積及び職員数調査より)

区名	本庁舎延床面積 (㎡)	職員数(非常勤職員含む)(人)	職員一人あたり面積(㎡)	備考
板橋	35,518	979	36.3	
目黒	48,075	1,346	35.7	
千代田	24,502	724	33.8	
品川	43,100	1,294	33.3	
中央	21,871	712	30.7	
墨田	36,582	1,270	28.8	
港	24,548	889	27.6	
練馬	54,950	2,020	27.2	
足立	58,585	2,280	25.7	
文京	28,952	1,154	25.1	
渋谷	25,957	1,041	24.9	昭和39年竣工。移転新築工事中で、新庁舎規模約31,400㎡で算出すると30.2㎡となる
大田	41,451	1,674	24.8	
江東	29,598	1,279	23.1	昭和45年竣工。免震工事業実施済
杉並	32,168	1,585	20.3	
台東	22,073	1,108	19.9	昭和48年竣工。H27大規模改修終了
豊島	25,573	1,329	19.2	平成26年度調査の職員数を用いて、H27新築の庁舎面積25,573㎡により算出。平成26年度時点の庁舎面積は16,305㎡で、職員一人あたり12.3㎡である。
中野	22,087	1,191	18.5	昭和43年竣工。移転新築検討中で、基本構想上の規模39,100㎡で算出すると32.8㎡となる
新宿	22,389	1,239	18.1	昭和41年竣工。免震工事業実施済み
北	23,098	1,320	17.5	昭和35年竣工。移転新築検討中で、想定している規模は駐車場含めて33,000㎡。詳細な内訳は不明だが、現在の駐車場が1,870㎡なので、新庁舎では2,000㎡程度と仮定し、庁舎31,000㎡で算出すると、23.5㎡となる
荒川	16,770	970	17.3	昭和43年竣工。免震工事業実施済み
葛飾	20,003	1,192	16.8	昭和37年竣工。移転新築検討中で、基本構想上の規模26,000㎡で算出すると21.8㎡となる。
江戸川	20,441	1,650	12.4	移転新築検討中で、想定している規模40,000㎡で算出すると、24.2㎡となる。
23区平均	30,305	1,338	23.5	
世田谷	現状	約28,000	11.0	平成26年4月1日時点の、第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎、世田谷区民会館、ノバビル、城山分庁舎、三軒茶屋分庁舎の職員数で算出
	新庁舎想定	53,000	18.7	区民会館(ホール)機能除く(約53,000㎡で算出)

6. 区民会館の利用状況

時間帯		平成26年度世田谷区民会館利用人員状況																	
		1～400人までの年間利用回数		～500人までの年間利用回数		～600人までの年間利用回数		～700人までの年間利用回数		～800人までの年間利用回数		～900人までの年間利用回数		～999人までの年間利用回数		1000人以上の年間利用回数		合計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
午前	一般・減額	97	15.88%	10	1.64%	3	0.49%	1	0.16%	4	0.65%	0	0.00%	0	0.00%	2	0.33%	117	19.15%
	免除	91	14.89%	8	1.31%	3	0.49%	1	0.16%	1	0.16%	2	0.33%	0	0.00%	5	0.82%	111	18.17%
	合計	188	30.77%	18	2.95%	6	0.98%	2	0.33%	5	0.82%	2	0.33%	0	0.00%	7	1.15%	228	37.32%
午後	一般・減額	79	12.93%	7	1.15%	6	0.98%	2	0.33%	7	1.15%	4	0.65%	0	0.00%	7	1.15%	112	18.33%
	免除	84	13.75%	10	1.64%	6	0.98%	6	0.98%	4	0.65%	3	0.49%	0	0.00%	5	0.82%	118	19.31%
	合計	163	26.68%	17	2.78%	12	1.96%	8	1.31%	11	1.80%	7	1.15%	0	0.00%	12	1.96%	230	37.64%
夜間	一般・減額	51	8.35%	6	0.98%	3	0.49%	3	0.49%	5	0.82%	3	0.49%	1	0.16%	4	0.65%	76	12.44%
	免除	69	11.29%	3	0.49%	0	0.00%	1	0.16%	0	0.00%	2	0.33%	1	0.16%	1	0.16%	77	12.60%
	合計	120	19.64%	9	1.47%	3	0.49%	4	0.65%	5	0.82%	5	0.82%	2	0.33%	5	0.82%	153	25.04%
合計	一般・減額	227	37.15%	23	3.76%	12	1.96%	6	0.98%	16	2.62%	7	1.15%	1	0.16%	13	2.13%	305	49.92%
	免除	244	39.93%	21	3.44%	9	1.47%	8	1.31%	5	0.82%	7	1.15%	1	0.16%	11	1.80%	306	50.08%
	合計	471	77.09%	44	7.20%	21	3.44%	14	2.29%	21	3.44%	14	2.29%	2	0.33%	24	3.93%	611	100.00%

資料7 本庁舎等の配置と構成

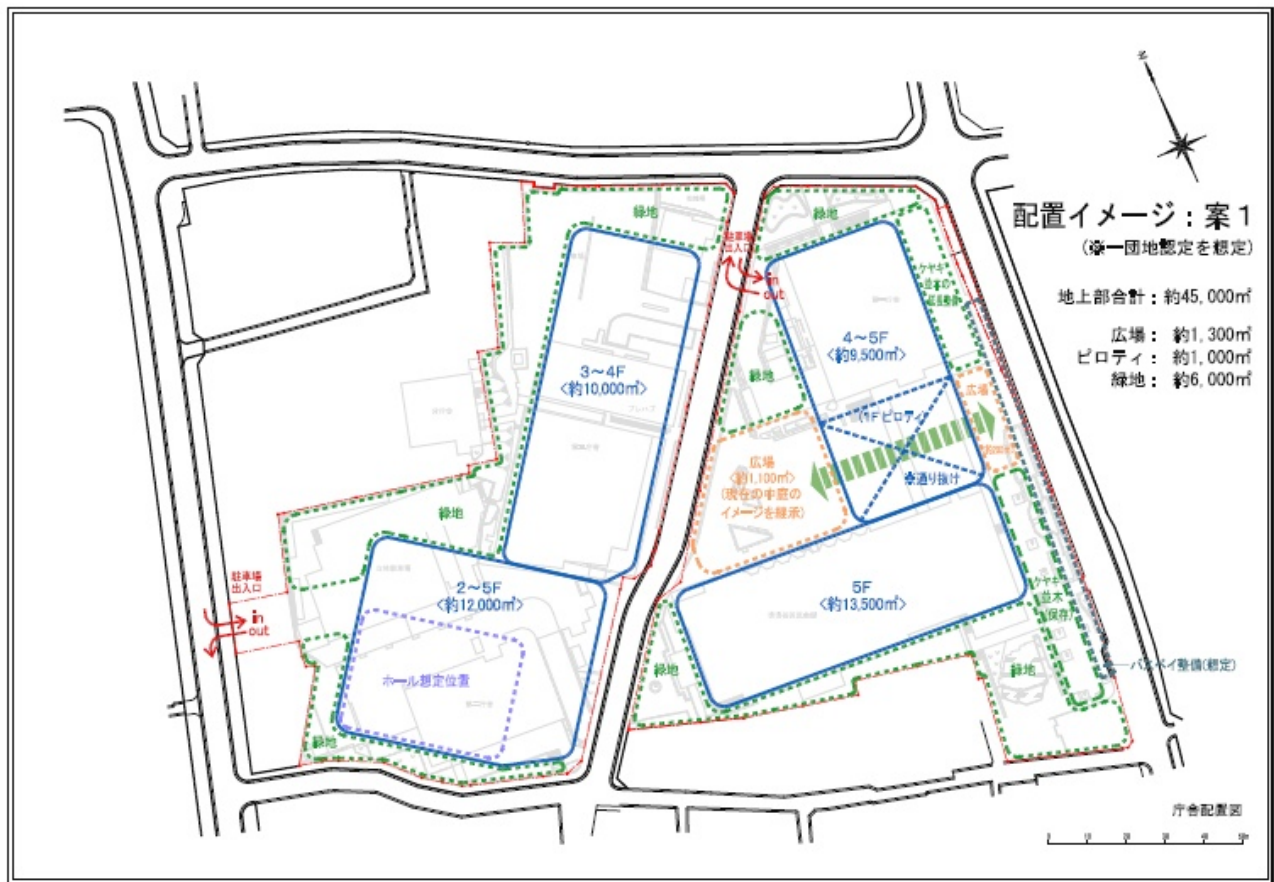
1. 区役所周辺状況イメージ



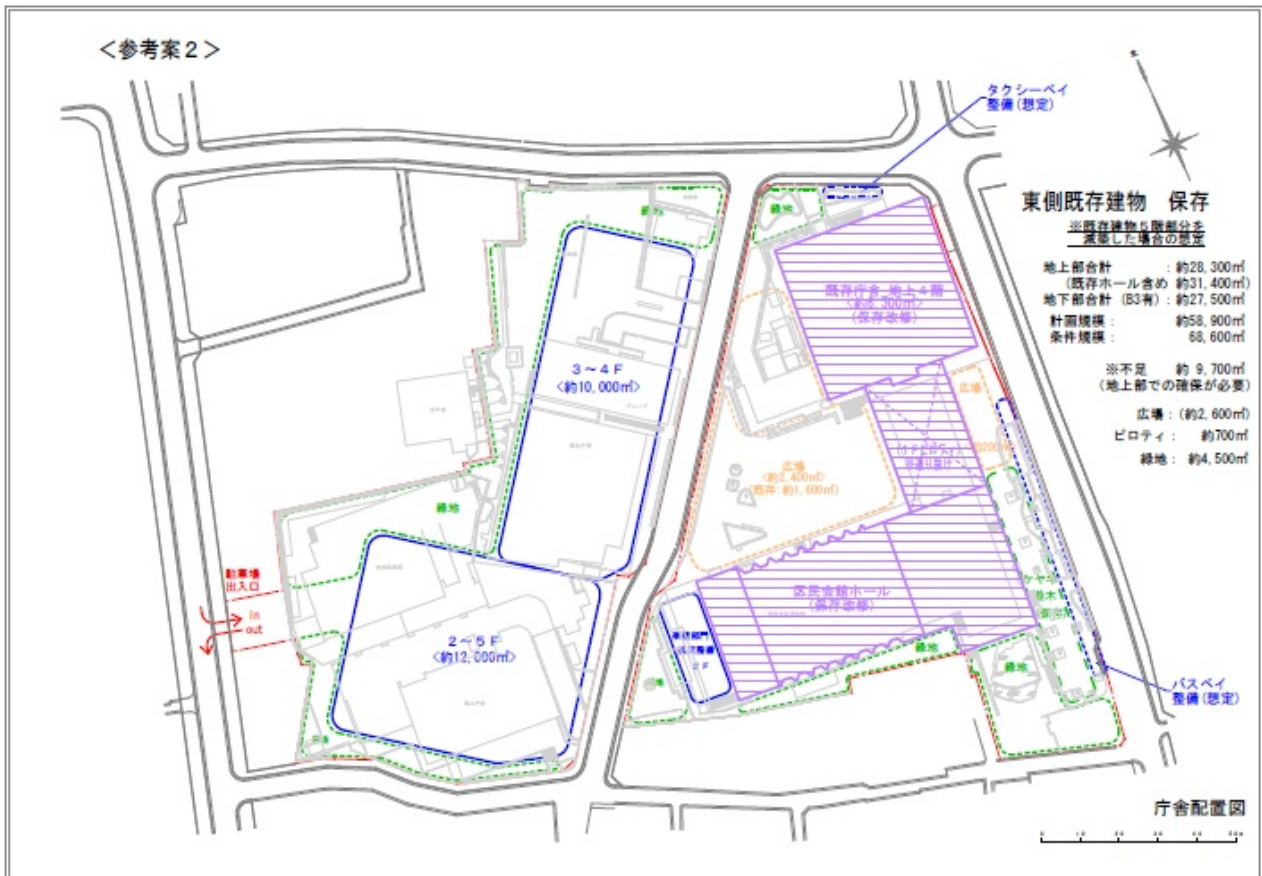
※敷地の境界、都市計画などの内容を証明するものではありません。

【地図の著作権】住宅地図：(c)Shobunsha Publications Inc.、その他の地図：(c)City Of Setagaya

2. 配置イメージ







3. 配置イメージごとの想定改築条件比較

	案1'	案2	案2'	参考案1	参考案2
外部に仮設庁舎を確保しない場合	<p>期工事は区民会館ホール及び集会所棟部分のみ</p> <p>期工事地上部面積で約13,500㎡確保可能</p> <p>1庁・3庁の機能移転～</p> <p>期工事でそれらを改築</p> <p>最後に2庁を改築</p> <p>3段階整備となる</p>	<p>第1～第3庁舎は使用したまま</p> <p>期工事地上部面積で約36,000㎡確保可能</p> <p>現在の敷地内庁舎機能を一括収容可能</p> <p>2段階整備が可能</p>	<p>第1～第3庁舎は使用したまま</p> <p>期工事地上部面積で約26,500㎡確保可能</p> <p>現在の敷地内庁舎機能を暫定的に一括収容可能</p> <p>2段階整備が可能</p>	<p>期工事は区民会館集会所棟部分のみ</p> <p>期工事地上部面積で約13,000㎡確保可能</p> <p>1庁・3庁の機能移転～</p> <p>期工事でそれらを改築</p> <p>最後に2庁を改築</p> <p>3段階整備となる</p>	<p>期工事前に中庭に仮庁舎約1,000㎡を設け、さらに来庁者用駐車場を外部に要する</p> <p>現駐車場とプレハブ棟から順次、西側敷地を3段階で玉突き改築</p> <p>最後に中庭地下増築、第1庁舎の減築と区民会館の改修工事</p> <p>4段階整備となる</p>
(改築ステップ及び全体工期)	3段階改築:約6年	2段階改築:約5年	2段階改築:約5年	3段階改築:約6年	4段階改築:約7年半
工期を短縮するために必要な仮設庁舎	<p>2段階整備を可能にする</p> <p>期工事面積約23,800㎡を確保するためには、約10,000㎡の大規模な仮設庁舎が必要</p>			<p>2段階整備を可能にする</p> <p>期工事面積約23,800㎡を確保するためには、約11,000㎡の大規模な仮設庁舎が必要</p>	<p>2段階整備を可能にする</p> <p>期工事面積約13,000㎡を確保するためには、約10,000㎡の大規模な仮設庁舎が必要</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 東西敷地に庁舎を展開 十分な面積の広場を確保できない 区民会館に隣接して広場を設けることができない 区民会館休館期間は約6年 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね東敷地に庁舎を集約 十分な面積の広場を確保できる 区民会館に隣接して広場を設けることができる 区民会館休館期間は約4年半 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね東敷地に庁舎を集約 十分な面積の広場を確保できる 区民会館に隣接して広場を設けることができる 区民会館休館期間は約4年半 	<ul style="list-style-type: none"> 東西敷地に庁舎を展開 十分な面積の広場を確保できない 区民会館に隣接して広場を設けることができる 区民会館休館期間は約2年 	<ul style="list-style-type: none"> 東西敷地に庁舎を展開 十分な面積の広場を確保できる 区民会館に隣接して広場を設けることができる 必要床面積として9,700㎡不足する 地下が3階になる 区民会館休館期間は約2年

現在の本庁舎敷地内の庁舎面積合計は約23,800㎡であるため、期工事に於いて少なくともこの面積を確保できれば、2段階整備が可能と想定。

資料8 概算事業費

配置イメージごとの想定改築条件比較(概算事業費)

	案1	案1'	案2	案2'	参考案1	参考案2
外部に仮設庁舎を確保しない場合	<p>期工事は区民会館ホール及び集会室棟部分のみ</p> <p>期工事地上部面積で約13,500㎡確保可能</p> <p>1庁・3庁の機能移転を改築</p> <p>最後に2庁を改築</p> <p>3段階整備となる</p>	<p>期工事は区民会館ホール及び集会室棟部分のみ</p> <p>期工事地上部面積で約22,000㎡確保可能</p> <p>現在の敷地内庁舎機能を一括収容できず、3段階整備となる可能性が高い(地下部面積を考慮すると、2段階整備の可能性がある)</p>	<p>第1～第3庁舎は使用したまま</p> <p>期工事地上部面積で約36,000㎡確保可能</p> <p>現在の敷地内庁舎機能を一括収容可能</p> <p>2段階整備が可能</p>	<p>第1～第3庁舎は使用したまま</p> <p>期工事地上部面積で約26,500㎡確保可能</p> <p>現在の敷地内庁舎機能を暫定的に一括収容可能</p> <p>2段階整備が可能</p>	<p>期工事は区民会館集会室棟部分のみ</p> <p>期工事地上部面積で約13,000㎡確保可能</p> <p>1庁・3庁の機能移転を改築</p> <p>最後に2庁を改築</p> <p>3段階整備となる</p>	<p>期工事は手前に中庭に仮庁舎約1,000㎡を設け、さらに来庁者用駐車場を外部に要する</p> <p>瑞駐車場とブレハブ棟から順次、西側敷地を3段階で玉突き改築</p> <p>最後に中庭地下増築、第1庁舎の減築と区民会館の改修工事</p> <p>4段階整備となる</p>
(改築ステップ及び全体工期)	3段階改築:約6年	3段階改築:約6年 (2段階改築:約5年)	2段階改築:約5年	2段階改築:約5年	3段階改築:約6年	4段階改築:約7年半
概算事業費(外部に仮設庁舎を確保しない)	約4.1.0億円	約4.1.0億円	約4.0.1億円	約4.0.1億円	約4.0.6億円	面積が約9,700.0㎡不足 (参考額:約3.5.2億円)
工期を短縮するために必要な仮設庁舎	2段階整備を可能にする 期工事面積約23,800㎡を確保するためには、約10,000㎡の大規模な仮設庁舎が必要	2段階整備を可能にする 期工事面積約23,800㎡を確保するためには、約2,000㎡の小規模な仮設庁舎が必要	△	△	2段階整備を可能にする 期工事面積約23,800㎡を確保するためには、約11,000㎡の大規模な仮設庁舎が必要	2段階整備を可能にする 期工事面積約13,000㎡を確保するためには、約10,000㎡の大規模な仮設庁舎が必要
概算事業費(2段階整備のために、仮設庁舎を確保する)	約4.1.9億円	約4.0.5億円	約4.0.1億円 仮設不要のまま	約4.0.1億円 仮設不要のまま	約4.1.7億円	面積が約9,700.0㎡不足 (参考額:約3.5.7億円)
概算事業費算定にあたっての耐震性の想定	庁舎及び区民会館すべて免震				庁舎:すべて免震 区民会館:耐震 類補強	新築庁舎:免震 第1庁舎:耐震 区民会館:耐震 類補強

現在の本庁舎敷地内の庁舎面積合計は約23,800㎡であるため、期工事において少なくともこの面積を確保できれば、2段階整備が可能と想定。概算事業費は建設工事費・解体工事費・移転・引越費、調査・設計費などの費用について積上げており、必要に応じて、改修工事費や仮設庁舎費を加算している。